

令和3年度

福島町議会

定例会 3 月会議会議録

令和4年3月8日 開会

令和4年3月11日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和4年3月8日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	3 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行政報告	9 頁
1 大雪の対応等について	
2 新型コロナウイルス感染症対策について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 福祉課の所管事項について	
(2) 町民課の所管事項について	
教育行政報告	11 頁
1 社会教育、青少年の育成について	
(1) スポーツ・文化賞の表彰について	
(2) チロップ館オープンについて	
○日程第4 報告第7号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について.....	11 頁
○日程第5 令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について	12 頁
○日程第6 議案第42号 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	25 頁
○日程第7 議案第44号 福島町まちづくり基本条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	27 頁
○日程第8 議案第45号 福島町町内会館管理条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28 頁
○日程第9 議案第46号 福島町監査委員条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29 頁
○日程第10 議案第47号 福島町育児休業等に関する条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	30 頁
○日程第11 議案第48号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31 頁
○日程第12 議案第52号 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第13 議案第54号 福島町森林整備計画の変更について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁
○日程第14 議案第55号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35 頁
○日程第15 議案第64号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37 頁
○日程第16 議案第65号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44 頁

○日程第 17	議案第 66 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	46 頁
○日程第 18	議案第 67 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	48 頁
○日程第 19	議案第 68 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	49 頁
○日程第 20	議案第 69 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	50 頁
○日程第 21	議案第 70 号 令和 3 年度福島町水道事業会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	51 頁
○日程第 22	発委第 8 号 押印見直しに伴う関係条例の整理について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	53 頁
○日程の順序変更		54 頁
○諸 般 の 報 告		55 頁
○追加日程第 1	発委第 9 号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議 について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	56 頁
○日程第 23	一 般 質 問	57 頁
	7 番 藤 山 大	57 頁
	（1）町有地の使用について	
	5 番 川 村 明 雄	60 頁
	（1）障害者の雇用促進等について	
	3 番 平 沼 昌 平	63 頁
	（1）令和 3 年度の町政執行方針・教育行政執行方針の執行状況と反省点 について	
○延 会 の 議 決		72 頁
○休 会 の 議 決		72 頁
○延 会 宣 告		72 頁

目 次

令和4年3月11日（金曜日）第2号

○議 事 日 程	74頁
○会議に付した事件	74頁
○出 席 議 員	75頁
○欠 席 議 員	75頁
○出 席 説 明 員	75頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	76頁
○開会・開議宣告	78頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	78頁
○日程第2 議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について	
議案第43号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について	
議案第49号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について	
議案第50号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	
議案第51号 福島町水道事業給水条例の一部改正について	
議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）	
議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）	
議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）	
議案第63号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第56号 令和4年度福島町一般会計予算	
議案第57号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第58号 令和4年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第59号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第60号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算	
議案第61号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第62号 令和4年度福島町水道事業会計予算	78頁
(予算審査特別委員会報告)	
○日程第3 議案第74号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第9号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	79頁
○日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	82頁
○日程第5 同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	83頁
○日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	84頁
○日程第7 同意第5号 福島町農業委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	84頁
○日程第8 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	84頁
○日程第9 同意第7号 福島町農業委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	84頁
○日程第10 同意第8号 福島町農業委員会委員の選任について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	84頁

○日程第11	同意第9号	福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	84頁
○日程第12	同意第10号	監査委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	85頁
○日程第13	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	86頁
○日程第14	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	87頁
○日程第15	令和4年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認について…		87頁
○休 会 の 議 決			88頁
○休 会 宣 告			89頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 7	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	3月8日	報告済
4 2	押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について	3月8日	原案可決
4 4	福島町まちづくり基本条例の一部改正について	3月8日	原案可決
4 5	福島町町内会館管理条例の一部改正について	3月8日	原案可決
4 6	福島町監査委員条例の一部改正について	3月8日	原案可決
4 7	福島町育児休業等に関する条例の一部改正について	3月8日	原案可決
4 8	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3月8日	原案可決
5 2	福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について	3月8日	原案可決
5 4	福島町森林整備計画の変更について	3月8日	原案可決
5 5	第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について	3月8日	原案可決
6 4	令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）	3月8日	原案可決
6 5	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
6 6	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決
6 7	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決
6 8	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決
6 9	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
7 0	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
発委 8	押印見直しに伴う関係条例の整理について	3月8日	原案可決
発委 9	ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について	3月8日	原案可決
5 3	第5次福島町総合計画の変更について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
4 3	福島町定住向け町有住宅条例の制定について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
4 9	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 0	福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 1	福島町水道事業給水条例の一部改正について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
7 1	公の施設の指定管理者の指定について (福島町温泉健康保養センター)	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
7 2	公の施設の指定管理者の指定について (福島町製氷貯氷施設)	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
7 3	公の施設の指定管理者の指定について (クルーズ船運航業務等)	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
6 3	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 6	令和4年度福島町一般会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 7	令和4年度福島町国民健康保険特別会計	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 8	令和4年度福島町介護保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 9	令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
6 0	令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
6 1	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
6 2	令和4年度福島町水道事業会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
7 4	令和3年度福島町一般会計補正予算（9号）	3月11日	原案可決
同意 2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 3	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 4	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 5	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 6	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 7	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 8	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 9	福島町農業委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 10	監査委員の選任について	3月11日	原案同意
諮問 1	人権擁護委員の推薦について	3月11日	原案適任
諮問 2	人権擁護委員の推薦について	3月11日	原案適任

令和 3 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 7 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第 5 | 令和 4 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について |
| 日程第 6 | 議案第 42 号 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について |
| 日程第 7 | 議案第 44 号 福島町まちづくり基本条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 45 号 福島町町内会館管理条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 46 号 福島町監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 福島町育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 48 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 52 号 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 54 号 福島町森林整備計画の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 55 号 第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 64 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 16 | 議案第 65 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 17 | 議案第 66 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 18 | 議案第 67 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 19 | 議案第 68 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 20 | 議案第 69 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 21 | 議案第 70 号 令和 3 年度福島町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 22 | 発委第 8 号 押印見直しに伴う関係条例の整理について |
| 日程第 23 | 一般質問 |
| 日程第 24 | 議案第 53 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 25 | 議案第 43 号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について |
| 日程第 26 | 議案第 49 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 27 | 議案第 50 号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について |
| 日程第 28 | 議案第 51 号 福島町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 29 | 議案第 71 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター） |
| 日程第 30 | 議案第 72 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設） |
| 日程第 31 | 議案第 73 号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等） |
| 日程第 32 | 議案第 63 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| 日程第 33 | 議案第 56 号 令和 4 年度福島町一般会計予算 |
| 日程第 34 | 議案第 57 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 35 | 議案第 58 号 令和 4 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 36 | 議案第 59 号 令和 4 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 37 | 議案第 60 号 令和 4 年度福島町浄化槽整備特別会計予算 |

日程第38	議案第61号	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第39	議案第62号	令和4年度福島町水道事業会計予算
日程第40	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第41	同意第3号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第42	同意第4号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第43	同意第5号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第44	同意第6号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第45	同意第7号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第46	同意第8号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第47	同意第9号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第48	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第49	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
日程第50	令和4年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について	
追加日程第1	発委第9号	ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	行政報告	
日程第4	報告第7号	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第5	令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について	
日程第6	議案第42号	押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について
日程第7	議案第44号	福島町まちづくり基本条例の一部改正について
日程第8	議案第45号	福島町町内会館管理条例の一部改正について
日程第9	議案第46号	福島町監査委員条例の一部改正について
日程第10	議案第47号	福島町育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第48号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第52号	福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について
日程第13	議案第54号	福島町森林整備計画の変更について
日程第14	議案第55号	第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について
日程第15	議案第64号	令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）
日程第16	議案第65号	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第66号	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第67号	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第68号	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第69号	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第70号	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22	発委第8号	押印見直しに伴う関係条例の整理について
日程第24	議案第53号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第25	議案第43号	福島町定住向け町有住宅条例の制定について
日程第26	議案第49号	福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第27	議案第50号	福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

日程第28	議案第51号	福島町水道事業給水条例の一部改正について
日程第29	議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）
日程第30	議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）
日程第31	議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）
日程第32	議案第63号	福島町財政調整基金の積立金の処分について
日程第33	議案第56号	令和4年度福島町一般会計予算
日程第34	議案第57号	令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第58号	令和4年度福島町介護保険特別会計予算
日程第36	議案第59号	令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第37	議案第60号	令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算
日程第38	議案第61号	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第39	議案第62号	令和4年度福島町水道事業会計予算
追加日程第1	発委第9号	ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について
日程第23	一般質問	

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	6番	杉 村 志 朗		7番	藤 山 大
	8番	小 鹿 昭 義			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	(石 岡 大 志)	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
代表監査委員	本庄屋 誠	監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊		

(開会 9時55分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和3年度定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威は未だ収束する気配が見られず、PCR検査をすり抜けるステルス・オミクロンの出現もあり、感染力が強く、第6波がさらに長引くと懸念されております。3回目のワクチン接種計画も進んでおりますが、感染予防の基本となる「三密」をできるだけ避け、「手洗い・うがい・消毒」の連行をさらに周知徹底し、引き続き細心の注意を払って対処していかなければなりません。

2月24日、ロシアがウクライナの主権・領土を侵害し軍事侵攻した突然の報道は、世界中を震撼させました。世界平和への願い、国際秩序の根幹を揺るがす重大な造反であり断じて容認できるものではありません。

特に、核兵器使用への言及・原発施設への攻撃は、第二次世界大戦の苦い経験を経て、唯一の原爆被爆国であり、核兵器廃絶と恒久平和を希求する日本国民の心をも踏みにじるものであります。

厳重に抗議の姿勢を示し、完全撤退に向けた早急な外交努力の展開を強く求めて行かなければなりません。

今、3月会議は町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されます事を願っております。

政策については、行政評価に繋がる事を意識し、計画精度を高める努力が必要であり、予測される厳しい財政状況に十分配慮し、「最小の経費で最大の効果」を念頭に算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つことも大切です、議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様を示していくことも重要であります。

地方自治体における不祥事が相次ぎ、憂慮すべき状況が報道されております。

町づくり、議会基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す行政・議会は、公正・公平を肝に銘じ、町民の模範となるよう規律を遵守し、情報を適確に発信し、共有することもあらためて心掛けなければなりません。

福島町議会としても、町民の信頼を裏切ることなく、負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実・果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

例年になく厳しい豪雪が続く、過去最高の除排雪予算を計上する状況となり、異常気象による農作物・漁獲量への影響等、不安な状況が続きますが、3月5日の啓蟄も過ぎ、風も緩み、春の便りが聞かれる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力いただきますよう、お願いを申し上げます開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和3年度福島町議会定例会3月会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番佐藤孝男議員、3番平沼昌平議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和3年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月1日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から3月16日までの7日間といたします。

議案につきましては、報告1件、条例関係12件、計画関係3件、積立金の処分1件、指定管理者の指定3件、令和3年度福島町一般会計ほか6会計の補正予算、令和4年度福島町一般会計ほか6会計の予算、人事案件10件の計44件となりますが、令和4年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期にわたるところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

なお、川村委員長には連合審査会の報告も合せて行っていただきます。

○5番（川村明雄）

諸般の報告の6ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了解いただきたいと思います。

調査事件8 行政手続きの簡略化（押印廃止・提出不要・電子メール活用等）について。

国の押印見直しに合わせた、当町の基本的な考え方を調査しましたので報告いたします。

町が示した押印の見直しに当たっての基本的な考え方については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願いたいと思います。

1のワンストップ窓口（書かない窓口）の設置について。

出生・死亡等の手続きについては、以前からワンストップ窓口の検討を提言してまいりましたが、最近の報道ではワンストップ窓口をさらに進めた「書かない窓口」、これの自治体の例が報告されております。

高齢化が進むなか、このような取り組みでは町民の利便性向上や窓口業務の効率化の観点からも間違っていないと思慮するので、先進事例を調査・研究し、「書かない窓口」の設置について検討を強く望みます。

次に7ページをお開きください。

調査事件9 青少年交流センター整備事業について。

昨年11月に続き調査したので、報告いたします。

町が示した青少年交流センター整備事業の概要等については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、情報発信と想定する受け入れ事業。

2、施設の管理体制とルール作りについては、後程ご覧いただきたいと思います。

3、建設費の抑制について。

施設整備費の概算が当初の2億5千万円から3億5千万円まで上昇しております。世界的な資材不足による価格高騰等は理解しておりますが、上昇幅が大き過ぎるので、昨年の意見同様、できるだけ建設費の抑制をするべきと思慮いたします。

4、落雪対策としての施設配置の再考について。

管理棟と個室棟との間隔が2メートル40センチとなっております。屋根の形状等を考えますと、冬期間の落雪や除排雪の対応が困難なことが想定されます。

このため落雪防止策として雪止めを設置するとのことですが、例年の降雪や、今年の大雪から考慮しますと屋根の雪が堆積した状態を放置することは考えられません。

今回説明された対策では不十分であり、屋根の形状変更、若しくは施設配置の見直しをすべきと思慮するので、再検討を強く望むところでございます。

次に、10ページをお願いします。10ページは連合審査会の報告になります。

引き続き、連合審査会の報告をいたします。

調査事件10 青少年交流センター整備事業について。

当案件は、2月8日の総務教育常任委員会で「建設費の抑制、また、落雪対策としての施設配置の再考」について、意見を付した案件であります。令和4年度事業であることから、改めて資料を求め、連合審査会で調査しましたので報告いたします。

2月8日の意見に対し、「構造上、問題ない」とする町の考え方については、強く懸念するとともに、現状のままで事業実施への理解は難しいと思慮いたします。事業実施までに時間が無い点を考慮しても、建設課、設計業者と早急に協議を進めてください。

1、屋根の形状の設計変更について。

現段階において、施設配置の再考や財源対策等の変更は困難であることは一定の理解をいたしますけれども、切妻屋根の雪止めによる降雪堆積方式の選択は、屋根の営繕や管理面での困難が払拭されず、また、二重の屋根構造は建設単価の高騰要因ともなっております。建設コンセプトに拘ることなく、屋根の形状を見直すべきと強く思慮いたします。

2、総括意見。

当該整備事業については、令和3年5月から数回調査してきましたが、建設概要が2月8日までに示されませんでした。

従来から、大型施設の整備等にあつては早い段階から議会に設計の概要等を説明、意見交換しながら進めてまいりましたけれども、今回は、その方針が守られませんでした。注意をいただきたいと思います。

なお、過日、2階部分の屋根の形状を片流れにするとの報告がありました。一難去ったものとは考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の12ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

調査事件13 アワビ陸上養殖事業の進捗状況と、今後の見込みについて。

令和2年6月に続き調査したので、報告いたします。

町が示した方向性については一定の理解をしましたが、次の事項について検討してください。

1、アワビ施設の職員体制について。

水産アドバイザーが今年度で退任することになり、今後は現状の会計年度任用職員等により事業継承し、飼育管理などを進めるとのことですが、今後の事業展開では、年間を通した安定出荷など更に重要になります。事業の推進体制の構築に努めてください。

2、取水の確保対策について。

施設の現状については、荒天時に予備の取水ポンプの配管内に砂利等が混入し、支障を来すとのことです。取水は、当事業の命運を担うことから、取水確保に万全を尽くしてください。

3、販路の拡大等について。

今年度の大幅な販売の伸びは、町内向け活販売と、五島軒と連携した「アワビカレー」が大きな要因とのことです。その半面、町内向け販売数の制限や、冷凍食品の販売低迷に課題があったとのことです。

今後の事業推進にあつては、町内外の卸売業者の皆さんと意見交換などを更に進め、販路の拡大を図ってください。

次に、13ページです。

4、今後の基本的な方向性について。

アワビ養殖事業の現状は、大幅な赤字となっています。

事業の意義は理解しますが、いつまでも赤字で良いということにはならないので、収益を念頭に経営姿勢の必要性を推進してください。

次に、調査事件 14 町立診療所の経営安定化について。

令和3年度決算見込みを含む経営状況を調査しましたので報告いたします。

町から示された経営状況と安定化に向けた取り組みについては、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、経営状況の的確な分析について。

令和3年度の決算は、黒字の見込みとのことです。

黒字の大きな要因として、新型コロナウイルスのワクチン接種の手数料収入をあげていますが、前年繰越金を除く単年度収支では、依然として赤字です。

新型コロナ関連の収入が無い場合は、昨年度に比べ赤字幅が大きくなっています。経営安定化に向けた慎重な分析・対応が必要であると思慮いたします。

2、経営の安定化に向けた取り組みについて。

議会が行った「町内介護事業者との懇談」で、今後は、作業療法的な居宅介護の需要が大きくなるとの話題が出ました。

現状では、民間事業者での対応は困難であると推察されることから、町立診療所での取り組みがベターと考えます。町立診療所での体制整備が、診療所を地域に、より浸透させるとともに、収益を上げる一つの取り組みになると思慮いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の16ページをお開きください。

2月25日開催の令和4年第1回定例会の主な内容を報告をいたします。

1、定例会の議案。

補正予算第4号と、積立金の処分、また、令和4年度当初予算の審議でした。

2、行政報告。

消防関係で2件の報告がありました。

（1）職員の新型コロナウイルス感染について。

知内消防署において、職員7名の感染が判明しましたが、2月21日には全ての職員が職場に復帰しました。この間、各消防署員で構成する救急隊を知内消防署へ派遣し、対応いたしました。

この度の事案を踏まえ、原因究明と感染予防の徹底を指示しましたが、2月24日、新たに1名の感染が判明したことから、再度、指導を徹底したところです。

17ページです。

（2）火災の発生について。

1月30日、福島町福島地区において、一般住宅の内部を焼損する火災が発生しましたが、人的被害はありませんでした。

また、2月19日に木古内町本町地区で、一般住宅の内部を焼損する火災が発生しました。付近住民等による初期消火や避難誘導により、人的被害を防ぐことができました。

改めて協力者に感謝申し上げます。

3、審議した議案の内容について。

・議案第1号は、補正予算第4号です。

年度末に向けた予算精査により、3,428万7千円を減額し、予算総額を15億3,147万5千円といたしました。

・議案第2号は、積立金の処分です。

令和4年度の事業財源とするため、積立金を4,366万円を取り崩すことにしました。

積立金を充当する工事は、記載のとおりです。

・議案第3号は、令和4年度の当初予算です。

予算総額を、19億2,994万8千円と決めました。

前年度と比較すると、3億9,041万円の増となりましたが、主な要因は松前消防署 江良出張所新築工事費、2億5千万円を予算計上したところです。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

諸般の報告の18ページを、お開き願います。

2月10日開催の令和4年第1回定例会の主な内容を報告いたします。

1、定例会の議案について。

令和4年度当初予算と、今年度の補正予算、その他議席の指定でした。

2、行政報告について。

（1）令和3年度1月までのごみ排出量は2万5,698トン、また、焼却処理量は2万6,394トンとなりました。

（2）は、今年度の1号炉・2号炉の、3回目と4回目の設備点検について、記載をしておりますのでご参照願います。

次は、19ページをお願いします。

3、審議した議案の内容について。

・発議案第1号は、八雲町選出議員2名の議席の指定であります。

・議案第1号は、令和4年度の当初予算で、予算総額を13億1,110万5千円と決めました。

前年比2,454万4千円の減ですが、主な要因は、前年度と比べ中間施設の点検整備の内容が減少したことによるものです。

・議案第2号は、補正予算第1号です。

前年度繰越金4,755万6千円を基金に積み立てました。予算総額を13億8,320万5千円といたしました。

なお、詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議事を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和3年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会1月会議以降の行政報告を申し上げます。

まず1点目として、大雪の対応等について。

1月会議において報告しておりますが、今年度の降雪量は既に昨年度を大きく上回って、2月24日現在、累積降雪量は5メートル24センチとなっております。なお、これに伴い除雪業務の増加や今後の排雪作業などを考慮して、追加の除排雪業務委託料を本議会に補正計上しております。

このような中、2月10日に旧千軒小学校体育館が屋根に積もった雪の重みで全壊する事案が発生いたしました。なお、この施設は、町が千軒町内会に無償貸与し、町内会活動や千軒そばの生産拠点として活用されてきたところであります。

今回の倒壊により千軒そば生産会が大きく被害を受けており、ソバの生産のために用意した乾燥機やそば粉を挽くための石臼などが壊れたことで、今後のソバ生産に支障が出る見込みとなっております。

町としても、地元特産の千軒そばの生産が継続されるよう、雪解け後、建物の処理及び今後の方策について関係者と協議してまいります。

2点目として、新型コロナウイルス感染症対策について。

北海道では、1月27日から2月20日までとしていた「まん延防止等重点措置」を、未だ感染拡大の収束が見えない状況から、国に対し重点措置の延長を要望し、3月6日まで延長されることとなったところであります。

このような中、2月3日当町役場職員1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。

町では、これまでも、様々な感染予防対策を図ってきたところではありますが、町民の健康と安全を率先して守るべき立場にある役場から感染者が出たことは大変遺憾なことであり、町民の皆様にご不便とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げたいと思っております。

なお、この度の教訓を契機に今一度、基本的な感染予防対策の徹底に努めるとともに、町民の皆様にも引き続き注意喚起を図ってまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 福祉課の所管事項について。

新型コロナワクチンの3回目接種については、65歳以上の方や医療従事者、高齢者施設入所者及び学校関係者等について、医療機関による個別接種や総合体育館での集団接種において、2月22日現在で1,756人が接種を完了しております。

また、18歳から64歳以下の方について、3月1日から個別接種を開始するとともに、集団接種を3月5日から11日にかけて健康づくりセンターで行い、3月末までに接種希望者全てが完了できるよう、町内医療機関と連携しながら実施してまいります。

なお、5歳から11歳の接種については、国からの方針を踏まえ、対象者へ意向調査を実施するとともに、町内の医療機関と連携し対応してまいります。

(2) 町民課の所管事項について。

今冬の大雪に伴い「高齢者等屋根雪下し及び除排雪費用助成事業」の申請・相談が多く寄せられており、2月24日現在の申請件数は、家屋周辺の除排雪が51件、屋根の雪下しが11件、雪下し後の堆積場所への運搬が5件と昨年度の実績を大幅に上回る状況となっており、助成費用に不足が生じる見込みのため、助成費用の補正予算を本会議に計上しております。

また、落雪等により住家に危険が及ぶ恐れがある場合など緊急案件については、消防署員等の協力を得ながら応急的な対応を行ってきております。

これから以降については、時間の関係で、資料等に記載してございませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策において、昨日、北海道から「まん延防止等重点措置」を3月21日まで延長することを決定した旨の通知をいただいております。

また、6日の日曜日になりますけれども、町内の会社員1名の方が新型コロナウイルスへ感染が判明したところであり、町では引き続き基本的な感染予防の徹底に努めて参りたいと思っております。

また、議長の挨拶にもありましたけれども、今、世界情勢が混沌としており、今なおウクライナで戦渦

が続いてございます。世界で唯一の被爆国である日本として、また、世界平和を願う一人として、外交努力により早期解決を強く願うものでございます。

町な主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参照いただきたいと思いますので、

以上、町長部局に関する行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和3年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会1月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1 社会教育、青少年の育成について。

（1）スポーツ・文化賞の表彰について。

令和3年度福島町スポーツ・文化賞の受賞者を、1月26日の教育委員会議で決定いたしました。

今年度は、スポーツ活動関係で個人8名と1団体、文化活動関係で個人1名の受賞となり、2月下旬に各学校等での表彰となりました。今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

（2）チロップ館オープンについて。

冬期休館をしておりましたチロップ館について、2月21日にオープンを予定しておりましたが、道南地域での新型コロナウイルス感染症拡大のため、3月7日に変更し「ひな・武者人形祭り」を行うことといたしました。

展示内容を充実し、新型コロナウイルス感染症予防に努めてまいりたいと思います。

以上で、令和3年度定例会1月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

報告第7号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第7号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

最初に、鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の125ページをお願いいたします。

報告第7号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定による報告するものでございます。

令和4年3月8日提出、福島町長。

それでは、内容を説明いたしますので、議案資料別冊8をご用意いただきたいと思います。

3ページとなります。

議案名等が、認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について【町内会連合会助成費】となっております。

取り組み状況について、令和3年12月末の町内会連合会役員会において、町内会の抱える課題や新たな支援等について意見交換を行っております。

役員会からは、現状における町の支援に関しては、概ね良好であり、且つ、これ以上の支援は望めないのではとの意見をいただいております。今後は、全体把握を目的としたアンケート調査などを実施し、課題の把握と支援の在り方など、引き続き協議してまいります。

開催されます町内会連合会の役員会で、いいですね、はい、すみません。

次に4ページをお開きください。

議案名等が、認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について【定住促進住宅等奨励事業費】となっております。

取り組み状況について、現行制度を見直し、住宅の改築及び改修等の支援ができるよう新たな補助要綱を制定し、所要の予算を令和4年度予算に計上してございます。

なお、当制度は町内経済の循環が目的の一つであることから、令和4年度から令和6年度までの3年間の時限立法で進めてまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

同じく、別冊8の1ページをお開きください。

議案名等が、一般質問 「SDGsの現状は」ということでございます。

取り組み状況でございますが、令和4年2月28日現在、福島小学校では、12月4日に4年生の学級活動で「飢餓や食品ロス」について栄養教諭を講師とした話し合いをはじめ、12月6日に全校児童を対象に校長からSDGsの講話や6年生の発表を取り組みました。

吉岡小学校では、1月25日に北海道電力ネットワークの職員を講師に「世界の数字から学ぶSDGs基礎学習」を行い、5・6年生の児童自身が興味のある目標を調べて考える機会を創出したところです。

なお、福島中学校でも授業全体や日常生活の指導の中で、SDGsを意識した取り組みを行っています。続いて、2ページをお願いいたします。

縄文土器の取り扱いについてでございます。

取り組み状況でございます。

令和4年2月28日現在、チロップ館の国道入口に係る案内看板については、令和4年度に看板設置費の予算を計上しております。

また、令和4年3月の開館に併せて、これまで非公開となっていた館崎遺跡出土遺物の一部を新たに公開するとともに、小展示コーナーを設置しPRに努めております。

以上で終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

○議長（溝部幸基）

日程第5 令和4年度町政執行方針、教育行政執行方針の説明を行います。

最初に、町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の皆様、町議会の皆様、令和3年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、令和4年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月8日 福島町長。

I はじめに。

新たな年のスタートは、新型コロナウイルス感染症の第6波が爆発的な感染の広がりを見せ、また、年明けから大雪に見舞われるなど、大変厳しい1年の始まりとなっております。

岸田首相は、国会における施政方針演説において、「岸田政権の最優先課題は、新型コロナ対応です。」と明言しております。

町では、65歳以上の高齢者等の3回目のワクチン接種をほぼ終え、現在、64歳以下の方々のワクチン接種を進めており、町民の健康を第一優先に新型コロナウイルス対策に取り組んでまいります。

今、日本全体の人口が減少していく中であって、当町においても人口減少が続いており、如何に未来へ“まち”を繋いでいくかが、大きな課題となっております。

町においては、「第5次福島町総合計画・後期実施計画」の3年目を迎え、福島商業高校の魅力化事業の一環として、全国から生徒を募集するための青少年交流センターの建設、また、浜の主力産業である昆布養殖やウニの優良な種苗生産と種苗生産事業の合理化による生産コストの削減を目的とした総合的な種苗センターの建設など、次代へ“まち”を繋ぐための様々な大型事業を予定しております。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

国は、令和4年度の一般会計予算の総額を、107.6兆円とし、4年連続の大型予算となっております。また、歳入において税収が企業の業績改善などにより過去最高額になるとしております。

なお、地方財政対策においては、地方交付税が出口ベースで3.5パーセント増の18兆538億円と4年連続増額となっております。

このような背景を踏まえ、町では、まちづくりの柱である「第5次福島町総合計画・後期実施計画」及び「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」の着実な推進により、次の新たな時代へ“まち”を繋ぐ重要な年と位置づけ、様々な産業支援策を講ずることとしております。

新型コロナウイルス感染症という新たな脅威、困難に直面し、福島町に住むすべての町民がそれぞれ問題意識を持ち、我が事と捉え、先人たちが脈々と築き上げてきた歴史や文化を最大限に生かし、勇気をもって新たなものにチャレンジする。

そのような挑戦する姿勢が地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へとつながっていくものと確信をしております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、それぞれの町民一人ひとりが小さなまちづくりを実践する。

困難だからできないとあきらめるのではなく、このような困難の中であって、何ができるかを模索する。

そのことが変化に繋がり、その結果が改革を生み、私たちの進むべき道が開けてきます。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、その責任において、この厳しい時代、困難から逃げることなく、まちづくりの課題と謙虚に向き合い、常に町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

次に、Ⅱ 町政の基本方針等について。

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第5次福島町総合計画」で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

なお、「第5次福島町総合計画」については、令和5年度が計画の最終年度でありますので、令和4年度から第6次計画策定に向けた作業を進めてまいります。

町政に臨む基本姿勢については、「第5次福島町総合計画の基本計画及び実施計画」を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、地場の産業に繋がる事業や子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕在化してきており、次の時代を担う人材育成が急務となっております。

町においても人材育成の基軸となる福島商業高等学校の魅力化に向け、広く全道・全国に人材を求めるための青少年交流センターの建設を進めるとともに、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

また、人口減少が続くなかで、限られた予算を最大限に活用し、真に必要な事業予算を選択し、常に改革、改善を行い、今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進について。

令和4年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の「7つのまちづくりの目標」の

実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1、次世代を担うリーダー等の育成について。

令和2年度国勢調査における当町の速報値は3,794人で、平成27年国勢調査と比較するとマイナス14.2パーセントの人口減少となっております。

北海道の中でも人口減少が進む厳しい状況となっておりますが、厳しい時代の中にあっても先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながら、新たな視点を加え、今住んでいる人が輝くことで住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めてまいります。

これからの“まち”を創造していくためには、まちづくりを担う人材の育成が最重要課題であり、町長に就任以来、産業・福祉・教育・行政などのあらゆる分野で、人材の育成に努めてまいりました。

令和4年度においても引き続き「福島町人財育成支援事業補助金」の積極的な活用を促すとともに、次世代を担う若者等の交流・人材育成の拠点となる「青少年交流センター」の整備を進め、全道・全国から多様な若者等を受入れ、デジタル化社会に対応できる人材を育成すると同時に、こうした若者等が定着できるよう取り組みを進めてまいります。

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の加速度的な進行、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな変化を遂げています。

地域住民と接する機会の多い基礎自治体の市町村は、こうした変化に対応し住民福祉の向上を図る重要な役割を担っています。

こうした状況に柔軟に対応し、住民の意識の変化を的確に捉え、課題の解決を図るためには、職員の政策立案及び政策法務能力の向上に加え専門的知識の向上が必要であり、個々の能力を高めるよう積極的に改革する意識や指導力・協調性を兼ね備えた職員育成が必要なことから、引き続き研修機会の確保に努めてまいります。

当町では、大学が有する高度な研究・分析能力、専門的な知識や研究成果等をまちづくりに活かすため、各大学と包括連携協定を締結し事業に取り組んでまいりました。

引き続き連携事業の取り組みを進めると同時に、各大学と今後の方向性について協議を進め整理してまいります。

2、産業の再生による雇用の創出について。

新型コロナウイルス感染症などの影響による魚価の低迷や海水温の上昇による資源が減少するなど、当町の基幹産業である水産業は依然として厳しい環境にあります。

特に、主力の養殖昆布及びイカ漁の生産額の落ち込みが続いている状況にあります。

町では、今年度から持続的な前浜資源の生産確保を目的とした「種苗生産等施設整備事業」の実施をスタートさせることとしております。なお、当事業については、国庫補助事業の計画承認及び予算確保が確約されたことから、施設整備に向けて関連する事務を進めてまいります。

北海道が事業主体となる第2種吉岡漁港の整備については、機能保全事業として橋梁架替工事及び岸壁改良工事として屋根整備、低天端化を同時進行し生産基盤の向上が図られることとなっております。

なお、橋梁架替工事については、2か年事業となり令和5年度中の供用開始が予定されております。

「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」については、昨年、一般社団法人福島町まちづくり工房が函館市の株式会社五島軒と共同開発した「北海道福島町あわびカレー」がレトルトカレーとしては高額にもかかわらず、多くの方々から高評価を得たところであります。

福島町にあれば、いつでもアワビを食べられることを目標に取り組んできたところであり、引き続き陸上養殖アワビの販売拡大と知名度向上に向けて取り組んでまいります。

農業については、耕地面積も狭隘で小規模農家が多い状況に加え、就業者の高齢化と後継者不足によって経営基盤も零細で、農家戸数も減少するとともに生産体制の弱体化や農業活動の低下により非常に厳しい状況にあります。

地域の農業を維持・持続させることが産業の底上げに不可欠であり、農業担い手として就農している若手農業者を中心とした組織体制づくりを支援し、共同作業の取り組みなどの推進を図るとともに、関係団体と連携しながら就農者の確保に努めてまいります。

林業については、林業振興の基盤となる福島町森林組合の再建計画が、令和2年度に5年計画の再建計画を1年前倒しで終了し、また、令和4年度中には短期借入金の返済も完済となる見込みとなっております。

す。町では、これからの町有林の施業を「伐って、使って、植える」仕組みづくりの確立を図り、林業の産業成長化と森林の適切な管理を森林組合と歩調を合わせて進めてまいります。

また、若者等の担い手の育成並びに木材の有効活用による消費拡大などの取り組みを推進するとともに、助成制度を活用した民有林の適正管理及び町有林の整備・保全を進めるため、林道や作業道などの整備による効率化を図ってまいります。

北海道が事業主体となる「塩釜地区山腹工事」は、令和4年度に着手することとなっており、地域住民の災害防止を図り、安心して暮らせる生活環境の整備を進めてまいります。

町内商工業は、近年の少子高齢化の状況と相まって、商工業者数も減少傾向にあり、多様化した消費者ニーズによる購買力の町外流出に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、感染状況に応じた経済対策について、今後にも必要な支援に努めるとともに、商工会と連携を図り小規模事業者が安定した経営を維持するための取り組みを支援してまいります。

農林水産業をはじめ町内商工業者の創業促進は、地域経済の活性化や雇用の創出に重要なことであることから、新たに起業する事業者や事業を継承する若者などの担い手を対象とした「チャレンジスピリット応援条例」の制度の周知に努めるとともに、起業の促進に取り組んでまいります。

ふるさと納税制度については、地場製品の消費拡大及び地元商品のPRに繋がっており、地元企業と連携を図り魅力ある返礼品の充実に努めてまいります。なお、ふるさと応援基金の活用として、若者の人材育成や定住促進事業に活用してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでに経験したことがないような危機を、全国の観光産業に影響をもたらしております。

当町においても一時ではありますが、「岩部クルーズ」においても緊急事態宣言により運航休止した時期はありましたが、乗船人数は昨年、過去最大の人数となったところであり、当町の地域資源のポテンシャルと可能性を改めて認識したところであります。

令和4年度においては、指定管理者制度を導入した中で運航を開始することになりますので、安全運航を最優先に利用者へのサービス向上を更に図るとともに、地域資源の魅力や価値を一層引き出し情報発信に努めてまいります。

当町の夏の風物詩である「九重部屋の夏合宿」については、昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされておりましたが、令和4年度についても、当町で開催される全国中学校相撲選手権大会の日程と重なり施設等が使用できなくなることから、夏合宿の実施については厳しい状況であると思慮しているところであります。

次に、3、若者等の定住対策・子育て環境の充実について。

私は町長に就任以来、定住及び少子化対策は“まち”の存続に係わる課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。

地域全体で子育てを支えていく必要があり、子育て世帯の経済負担を軽減するため、国に先駆けて実施した保育料や給食費等の無償化、定住促進住宅等奨励事業、出産祝金及び高校生までの医療費無料化等、妊婦、出産、子育ての切れ目のない支援を引き続き実施することにより、当町での暮らしを応援してまいります。

なお、住環境の向上を図ることが定住対策に繋がることから、新たに住宅のリフォーム支援制度を構築、支援することで、町内経済の循環を促してまいります。

認定こども園については、「すべての子どもにとってもっともふさわしい教育及び生活の場を保障し、保護者とともに子どもの教育及び福祉向上を積極的に推進する。」を理念に運営をしております。

引き続き、保育機能と教育機能の充実に努めながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスを提供してまいります。

子育て支援センターについては、その機能の充実に努め、子育ての拠点施設として、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう運営してまいります。

学童保育については、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期に

ある子ども達に安全で安心な生活が保障できるよう、家庭のように当たり前に過ごすことができる場を提供してまいります。

町外への人口流出を防ぎ、若者等を中心とした子育て世代の定住を促進するとともに、快適で安心して住める住環境を提供するため、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトと定住促進住宅整備プロジェクトを同時並行して進めております。

令和４年度においては、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトは、既存住宅３棟１２戸の解体工事と１棟２戸の住宅建設工事を実施いたします。

また、定住促進住宅整備プロジェクトは、子育て世帯に対応した住宅建設に向け、建設予定地の造成工事を実施してまいります。

両プロジェクトの確実な推進により、若者等の定住促進と移住対策に取り組んでまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １１時００分）

（再開 １１時１３分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

執行方針を続けます。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

次に、４、がん予防対策の充実について。

我が国は、国民皆保険制度を通じ世界最高レベルの平均寿命と医療水準を実現しているところでありますが、高齢化の加速度的な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因でも生活習慣病は約６割、医療費で３割を占めることから、生活習慣病対策が必要となっております。

当町においても、生活習慣病対策は重要な課題と認識しており、早期発見・治療により発症や重症化を防ぎ、生活習慣の改善により予防することが可能でありますので、一次予防に重点を置き、特定健診による予防医療をはじめ、栄養や食生活、運動などの生活習慣全般の改善に向けた、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施するとともに、医療費の抑制に努めてまいります。

当町は、平成２８年度に制定した「福島町がんなんかには負けない基本条例」に基づき、町民のがん予防対策を推進してまいりましたが、効果的な検診率の向上につながっていない状況にあります。このようなことから町は、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開することで、検診率の向上を図ってまいります。

がんは、日本人の２人に一人が一生のうち一度は発症するとのデータがあり、日本人にとって身近な病気であることから、引き続き関係機関と連携を図り、受診意識高揚に向けた個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんをはじめ脳卒中などを引き起こす要因となることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、健康フェスティバルにおける講演会の開催や役場庁舎の懸垂幕を利用するなどの、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、町民の一次医療を担う医療機関として、町民が安心して医療を受けられるような体制を図るとともに、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内介護事業所との連携強化を図るなど、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的なＰＲを実施してまいります。

５、高齢者等の安心安全な生活環境の充実について。

全国的な背景としては、家族同士の助け合いや地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民同士の社会的つながりも希薄化するなど地域社会は大きく変容しております。

「地域共生社会」はこのような社会構造を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け

手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域を伴に創っていく社会を目指しているものであります。

当町においては、「地域共生社会」の実現に向けて「第3期福島町地域福祉計画」に基づき、引き続き関係各機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

日本全体の総人口が減少する中で、総人口に占める高齢者人口は令和3年9月で29.1パーセントと過去最大で、当町の高齢化率は、令和4年1月末現在50.5パーセントと約2人に一人が高齢者という超高齢化社会を迎えております。

全ての高齢者の方に「まちづくり」等に参加をしていただくなど、様々な事柄に携わっていただくことは、町の活性化につながってまいります。

このため、町としましては、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくり等の取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域福祉を担う行政の重要なパートナーである社会福祉法人福島町社会福祉協議会については、住民福祉の向上を図るための福祉サービスをはじめ各種の相談業務などの分野を担うとともに、その役割は益々重要度を増しております。

このため、福祉行政の補完的な役割を担う組織体制の安定化を図ることは、町の福祉行政の充実には不可欠でありますので、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、令和5年度の整備に向けて「新たな吉岡温泉建設基本計画」の策定を委託しており、令和5年度の整備着手に向けて、本年度は、実施設計に着手してまいります。

介護保険事業については、「福島町第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと活動し、安心して暮らすことができ、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要になっても、住み慣れた地域で、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供され生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

国民健康保険事業については、北海道と市町村が一体となって広域による事業運営が進められております。保険料の平準化に向けた保険料水準の統一については、令和6年度までに統一することとされていることから、当町においては、国保連合会から示された保険料統一シミュレーションに基づき、令和4年度から段階的に税率を改正するとともに、引き続き、安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、後期高齢者医療に係る保険料率は、都道府県単位で計算され2年に一度見直しを行うこととなっております。

令和4年度から新しい保険料率となりますが、全ての高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

障がい者福祉については、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づくとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができるよう、引き続き必要な福祉サービスの提供、相談支援及び提供体制の確保に努めてまいります。

水道事業については、水道事業経営戦略の策定をはじめ、上水道から簡易水道に移行するなど経営健全化に努めております。

そのような中であって、これまで当町の水道料金は、平成8年から25年間改定されておらず、その料金水準は全道でも高い水準となっております。

町では、この解消に向け、高齢者などの水道使用量の少ない世帯の負担を軽減するため、令和4年度から水道料金の一部を改訂いたします。

また、水道は、町民の方々の日常生活に欠くことのできない重要なインフラ施設であり、引き続き適切な設備更新と経営健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、当町の自然を将来に繋げ町を維持していくためには、環境の保全是欠

くことのできない課題であることから、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、設置に伴う補助及び融資をPRしながら、事業を推進してまいります。

また、平成31年1月に総務大臣より「公営企業会計の更なる推進について」の通知があり、令和5年度末までに浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用が求められており、法適用に向けた移行作業を令和4年度から令和5年度の2か年計画により進めてまいります。

家庭等から排出される可燃ゴミについては、渡島廃棄物処理広域連合において処理されておりますが、当町は広域連合構成町のうち処理に要する人口一人当たりの負担額が最も高くなっております。

このことから渡島西部広域事務組合を中心として構成町が協同し、ゴミ減量化に向けた町民意識の改革による、ゴミの発生と抑制を進めるとともに、財政負担の軽減を図ってまいります。

なお、ゴミ減量化の推進は単町だけでは困難性があることから、渡島西部広域事務組合と連携を図りながら進めてまいります。

また、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。

道路は、町民の日常生活と町内外における経済活動の基盤となるものであり、これらの基幹となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされております。

速やかに課題が解決できるよう、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、各地域からの要望を踏まえるとともに、緊急性と優先度を勘案しながら、「第5次福島町総合計画後期実施計画」及び「長寿命化計画」に基づき、安全で安心に使用できる道路及び橋梁等の機能保全に向けた整備を計画的に推進してまいります。

町営住宅については、人口減少に対応した管理戸数の整理と、老朽化が著しい改良住宅の再編、そして若者や子育て世帯が安心して暮らせる住宅ストックを確保する目的から、若者・子育て向けの定住住宅整備を進めてまいります。また、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、計画的な維持・修繕と日常の管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」による解体補助を継続するとともに、危険空き家解消に努め、隣接する町民の不安の解消に努めてまいります。

例年、季節を問わず全国各地でこれまでに経験のしたことのないような自然災害が発生しており、各地の住民生活に甚大な被害をもたらすとともに、住民生活に多大な影響を与えております。

想定外の大規模な自然災害に備えるため、「国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に向けて取り組むとともに、自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害発生時に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を適切に行いながら、避難所の運営が行われるよう防災備蓄品や運営体制を整えるとともに、防災マップの改定を進めてまいります。

地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、令和4年度においても、引き続き計画に基づき整備してまいります。

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、北海道や当町においても大雨や大雪の発生頻度が増加するなど、住民生活に多大な影響を与えており、その主な要因として、地球温暖化があげられております。

このため、北海道では「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを表明し、取り組みを加速させているところであります。

当町においても、環境にやさしい「電気自動車」の導入や、新たな吉岡温泉施設の整備にあたっては、「木質バイオマスボイラー」を導入するなど、地域資源が循環する仕組みを推進し、小さなことから脱炭素化社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、コンブ・海草などのブルーカーボン生態系の利活用を模索してまいります。

次に、6、地域資源を活用した交流人口の促進について。

当町は、日本が世界に誇る世紀の遺産「青函トンネル」、日本唯一の「二人の横綱が誕生した町」、道南の秀峰「大千軒岳」や道南の秘境「岩部海岸」、「青の洞窟」等の素晴らしい自然や景観、「殿様街道」をはじめとした歴史に基づく史実、海や山からの特産品の数々等、地域資源が豊富な町であります。

人流の抑制が伴う新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れないものがありますが、この様な、地域

に存在する多様な地域資源を活用して、地域の活性化に取り組むとともに、交流人口や関係人口の創出を図ってまいります。

「食」による地域の魅力を発信するため、町内の飲食店が協力し福島町観光協会がプロデュースした「フードツーリズムプロジェクト」が展開され、1年が経過しております。

フードツーリズムプロジェクトで開発された「アワビカレー」と「いかとんぴ入り和風パスタ」については、改めて町民の皆様への周知等に取り組んでまいります。

また、当町の豊かな「食」を活かし、地域の活性化に繋げるため、新たな「フードメニュー」の開発などの取り組みについて支援してまいります。

観光情報や地域の魅力の発信については、様々な媒体を活用し積極的に発信することが重要でありますので、観光ホームページやポスター、パンフレット等によりPRを実施するとともに、イベントや観光施策及び地域資源の積極的なプロモーション活動に取り組んでまいります。

最後に、7、第2青函トンネル構想の実現について。

第2青函トンネル構想の実現に向けた取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、機運を高めるための講演会の開催や、各方面への要請活動については自粛せざるを得ない状況となっており、思うような活動の展開が妨げられております。

この様な状況ではありますが、昨年11月には北海道選出の衆議院議員及び参議院議員の東京事務所を訪問し、第2青函トンネルの必要性和構想の実現に向けた活動について理解を求めるとともに、国政の場においても議論を深めていただけるよう、要請を行ってまいりました。

令和4年度においては、全道に第2青函トンネルの必要性を認知していただくため、関係団体と連携しながら札幌市内でのシンポジウム開催に向けて調整してまいります。

本構想については、渡島総合開発期成会での令和5年度の要望事項として取り組めるよう調整を進めているところでありますが、北海道全体の振興・地域の活性化の底上げには、大変重要な事業として、オール北海道として取り組めるよう、北海道経済連合会などの民間団体とも連携を深めながら、北海道に働きかけてまいります。

次に、IV、令和4年度予算概要について。

国の令和4年度予算編成は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に重点を置きながら、地方財政計画では、我が国経済の先行きが不透明な中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化・脱炭素・地方創生の推進などに係る歳出増を踏まえ、地方交付税が前年度比3.5パーセント、6,153億円増の18兆538億円となったところであります。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

町の予算編成方針としては、経常経費の縮減に努めるとともに、定住向け町有住宅建設など大型事業が始まることから、優先順位の洗い出しと事業の確実な推進を図ってまいります。

まず歳入の町税においては、新型コロナウイルス感染症に関連し社会全体が経済低迷の影響を受けている状況から、ほぼ前年並みの4億9,200万円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では6.0パーセント増の17億4,400万円としたところであります。

歳出においては、昨年度解体が終わった跡地に建設する定住向け町有住宅整備事業の実施や、種苗センター整備事業及び吉岡温泉整備事業に向けた設計費などの計上と、老朽化している生活館等の再編整備、併せて各地区の生活道路の改修などを重点的に取り組んでいくこととしております。

また、今年度も引き続き産業基盤の充実を図るためチャレンジスピリット応援事業を継続するとともに、少子高齢化に伴う子育て支援や定住対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計42億7,069万3千円、国民健康保険特別会計7億6,053万9千円、介護保険特別会計5億4,947万9千円、うち保険事業勘定5億4,770万5千円、サービス事業勘定177万4千円、後期高齢者医療特別会計8,064万7千円、浄化槽整備特別会計6,536万8千円、町立診療所特別会計1億1,023万7千円、水道事業会計2億4,901万5千円、総計といたしまして60億8,597万8千円となります。

V、むすび。

以上、令和4年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症という私たちがこれまで経験したことのないような厳しい困難が立ちはだかっております。

このような困難な時代にあって、地域が助け合う共助や公共が支援する公助が重要となります。

世界の歴史を紐解いてみますと、これまでも第二次世界大戦、世界恐慌、リーマンショックなど様々な困難があり、その都度、人類は英知を集結し、その困難を乗り越えてきた歴史があります。

我々の前に立ちはだかる壁は未知なるものがあり、未だ問題の解決に至っておりませんが、過去の歴史において、越えられない困難はなく、町民の生命と財産を守るという強い思いと行動をもって、町民の安心安全を最優先に取り組んでまいります。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

世界四大聖人の一人「孔子」の言葉に、「己の欲せざるところ、人に施すこと勿れ」とあります。

孔子は、他人の身になって思い、語り、行動することを強調しております。人の心も自分の心と同じように思いやる心の大切さを説いております。

福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆様と共に、本方針に掲げた施策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様の思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和4年度教育行政執行方針。

1、はじめに。

令和3年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

2年以上続くコロナ禍にあって、これまで当たり前のようにできていたことが、中止や多くの制約を受け、子どもたちを取り巻く学びの環境が大きく変化しております。

当町においても、「いかに学びの場を保障するか」が問われ続けており、未来の創り手となる子どもたちのために、この逆境を乗り越え、社会で生きていく必要な資質・能力を着実に備えることのできる教育の実現が求められています。

「未来を担う力を、福島町で」という合言葉の下、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、目まぐるしく変化する社会においても、たくましく生きる力を育む教育に誠心誠意取り組んでまいります。

令和4年度は大きな節目となる課題が教育行政に課せられており、福島商業高等学校はもとより、各小中学校、生涯学習事業においても地域に根差した、魅力ある学校・施設・事業となるよう、町民の信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和4年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2、福島商業高校の魅力化について。

福島商業高校の令和4年度入学者の出願状況は10人となっており、昨年度に続き「2年連続の10名未満」という道立高校の再編整備基準は、回避できる見込みとなっております。

町では、令和3年2月開催の「福島町高校の在り方に関する協議会」において、「全道・全国から生徒募集を行い、地域密着型で魅力ある教育課程づくりを行う」という2つの大きな柱を提言いただきました。

令和3年度においてはこの提言に沿い、魅力ある福島商業高校となるためにはどのようなことが必要か検討してきたところです。

令和4年度においては、これまで準備してきた事項を着実に実施し、全道・全国の生徒に福島商業高校の魅力をPRしていく年となります。

6月上旬にはホームページを立ち上げ、8月までに道央・道南圏を対象とした新聞広告により、福島商業高校の魅力を広く周知してまいります。

6月から9月まで随時インターネットでの入学相談会に参画し、また9月には東京都で開催される全国規模の相談会に、生徒・教職員が参加し、多くの中学生にPR活動を行ってまいります。

また、同じく9月にオープンキャンパスを開催し、福島商業高校を現に見ていただき、その魅力を伝えていくことにしております。

福島商業高校の新たな魅力向上策として、町費により生徒一人ひとりにノートパソコンを貸与するとともに、GIGAスクールサポーターを高校にも派遣し、ICT教育の充実を図ってまいります。

福島町と包括連携協定を締結している公立はこだて未来大学や、商学部のある函館大学など高大連携事業を推進し、進学や社会に出て活躍する意欲の向上を図ります。

また、地域の現状や課題を理解し解決していく資質を伸ばす地域課題探求学習や、伝統のある商業教育と合せて魅力ある教育課程づくりを行い、現代社会が求める人材を育成する福島商業高校となるよう全力で支援してまいります。

さらに、これまで行ってきた資格取得や部活動等に対する支援、通学費補助などを継続しながら、魅力ある高校となるよう、福島商業高校教職員とともに努力してまいります。

3、青少年交流センター整備事業について。

人口減少・少子化が急激に進行し、町の活力低下が懸念されており、福島町の持続的なまちづくりを考える上で、若者の力は必要不可欠であります。

町では次代を担う人材を育成するため、青少年交流センターを整備し、就業体験や研修・実習、テレワークやワーケーション、友好市町との児童生徒交流、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れます。

全室エアコンによる冷暖房を完備し、Wi-Fi環境や個室のユニットバス等を備え、利用者が快適に福島町で滞在できる施設とします。

施設のコミュニティラウンジやレストスペースでは、少人数から50名程度の講演会等を開催でき、町内・町外の多様な方々が交流・学習できる場所となるよう、運営計画を構築してまいります。

利用者には福島町の自然や歴史、産業などの魅力を理解してもらい、交流人口の拡大、ひいては移住・定住につながることを目標とするものです。

4、全国中学校相撲選手権大会の開催。

令和4年8月20・21日開催の全国中学校相撲選手権大会に向けて、令和3年6月に実行委員会を組織し、8月には東京都立川大会を視察するなど、鋭意準備を進めてまいりました。

大会はコロナ感染症拡大防止から無観客開催といたしますが、選手及び役員役6百名の来町を予定しており、指定旅行業者が北斗市から松前町の宿泊先や、福島町までの交通アクセスの確保を準備しているところです。

また、実行委員会や運営委員会の開催頻度を増加させ、コロナ禍に対応した感染予防の徹底と、福島町を訪れる大会関係者を温かくお迎えするよう、渡島中学校体育連盟や各関係機関と準備を進めてまいります。

5、学校教育について。

(1)「学びの保障」を実践する学校運営。

コロナ禍が2年以上続き、なお終息の気配がなく、集団活動が大きな制約を受けるなど、学校教育現場に多大な影響を及ぼしております。

当町においては、三密の回避、手洗い・消毒、体温測定による体調管理など、最大限感染予防に努めてまいりました。

コロナとの闘いは、さらに長期間となることを覚悟し、令和4年度においてもこれまで実践してきた「学校の新しい生活様式」の取り組みを行うとともに、学校行事、授業の方法などを工夫し、なお一層感

染予防に努めてまいります。

新しい学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から実施されました。

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る流れを、計画的、組織的に推進するカリキュラムマネジメントを展開することが求められています。

学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、多様な個性を最大限生かす「協働的な学び」の一体的な充実が重要となっています。

この2つの学びを効果的に学習できるツールがICTであり、福島町では渡島管内でもいち早くICT教育に積極的に取り組んできました。

令和4年度においても、国庫補助事業を活用したGIGAスクールサポーターを配置し、各学校におけるICT教育のコーディネーターとして活用してまいります。

また、コロナ感染症の拡大により学校が休業となっても、タブレット型端末を家庭へ持ち帰り、eライブラリや遠隔授業により、「学びを止めない」教育活動を行ってまいります。

(2) いのちを守る教育。

令和3年8月2日に中学生が水難事故に遭い、8日後に亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。

ご遺族に対しておかけする言葉もなく、ただただ安らかなご冥福と再発防止に取り組むこととお誓い申し上げます。

本年7月7日に、女性としてはじめて津軽海峡を泳いで横断した尾迫千恵子氏と、その監督である宇田快氏を当町にお招きし、水泳指導を行っていただくことにしています。

また同日に、日本赤十字社北海道支部のご協力により、着衣水泳や「浮いて待て」の水難事故防止実技講習をあわせて実施いたします。

さらに7月12日には、函館海上保安部職員による水難事故防止学習会を開催し、海での命を守る行動・知識の習得に努力してまいります。

道徳の時間など学校教育の中でも「いのちを大切にする教育」を行い、心の悩みを誰かに相談し、解決に向けて努力する心を育み、いじめの防止等に取り組んでまいります。

またインターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによるいじめや誹謗中傷などが増加しています。

令和3年度に策定した「情報モラルハンドブック」により、児童生徒・保護者に対して、インターネットを楽しむ上での注意事項や、個人情報保護の大切さを啓蒙してまいります。

(3) 学校環境の整備。

令和2年度に良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう「福島町教育施設等長寿命化計画」を策定したところです。

令和4年度も本計画による修繕等を行い、児童生徒が安全に過ごすことができるよう、施設の維持管理を行ってまいります。

教員住宅については、住環境向上のため利用者の要望を聞きながら、修繕を実施してまいります。

(4) 学校給食。

人間は食べるという行為を毎日行っており、生命を維持する必要不可欠な営みであり、学校給食は食への正しい知識を習得し、健康な体作りを学ぶ重要な教育活動です。

令和3年度に購入した精米保冷庫を活用し、年間を通じ安定して学校給食に使用できるようになりました。令和2年度町内産米が900キログラム・使用率43.9パーセントだったのに対し、令和3年度は1,500キログラム・使用率73.1パーセントとなりました。

令和4年度においては町内産米の使用率80パーセントを目標とし、また他の食材についてもなるべく多く活用する地産地消の取り組みを進めてまいります。

さらに、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

6、生涯学習について。

(1) 青少年教育。

ふるさとの歴史や豊かな自然を体験する機会など提供することで、子供たちの創造性や協調性を育てていくことが重要であります。

令和3年度は、コロナ禍の影響で多くの事業を中止する一方、開催できる事業は感染予防に最大限配慮し実施してまいりました。

令和4年度においても引き続き感染予防に最大限配慮し、なるべく多くの事業を実施してまいります。

主に小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、渡島西部森林室と協力した道南スギを活用した木育事業や、千軒地区での自然観察会、縄文時代の耳飾りづくり体験など、郷土の魅力を再発見してもらう体験プログラムを企画してまいります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業はコロナ禍により2年間開催を中止しておりますが、開催時期や方法等について近隣町とも連携を図りながら実施してまいります。

過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにICT教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」について、本年度は小学生から高校生までを対象に、学習支援やキャリア教育、これまで行ってきたプログラミング教室を融合させた事業を、冬休み期間中に5日間程度行うことにしています。

主な講師を大学生として、冬休みの宿題や苦手な分野を解決するための学習支援、プログラミング学習を行うとともに、子どもたちが自ら将来のことについて考える力を養うキャリア教育を実施するものです。

児童生徒が自由に参加しながら、自分に合った勉強のやり方や、ICTを使った学習を楽しく学べる機会とします。

令和4年度の友好町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曽町から中学生が福島町へ、福島町から長崎県松浦市に中学生を派遣し、友好の絆を深める予定となっています。

（2）成年教育。

町民が芸術文化に接する機会の充実や、活動への支援を通じて、豊かな感性を磨き、潤いのある生活となるよう生涯学習を支援していくことが重要です。

令和3年度は感染対策に留意し取り組んできましたが、残念ながら町民文化祭や生活講座の一部を開催することができず、町民芸術鑑賞会を昨年に引き続き代替事業として実施しました。

令和4年度は、感染対策を最大限実施し、開催方法の工夫と各文化団体及び町民の皆さまと協働して、多くの行事の開催に取り組んでまいります。

民法が改正され、令和4年4月1日から成人は18歳となりますが、福島町成人式の対象者については、これまで通り20歳とし、大人への節目を共にお祝いし、励まし合う行事にしたいという願いから、名称を「二十歳（はたち）を祝う会」をとする予定です。

コロナウイルス感染症予防に最大限留意しながら、引き続き8月13日に開催してまいります。

（3）高齢者。

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響で令和2年度、3年度と2年連続開催できませんでした。

令和4年度については、参加者の意向を把握しながら、感染症予防対策に最大限留意した学習プログラムの実施と、参加者相互の交流に努めてまいります。

（4）読書活動の推進。

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより、自宅から読みたい本が検索できるなど、コロナ禍に対応した利便性の向上に努めてきたところです。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される「図書通帳システム」では、開始から約10か月で通帳1冊分の312冊を借りた方が2名おり、「読書横綱」として表彰させていただきました。

利用者については、12月末時点で令和2年度の約1.1倍の2千7百名、貸出冊数は約1.2倍の1万3千冊となったところです。

令和4年度は、2つの取り組みをさらにPRするとともに、蔵書の充実と定期的な企画展示等を行い、図書室の利用促進を図ってまいります。

さらに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの読み聞かせへの支援、

乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

7、スポーツについて。

(1) 青少年教育。

令和3年度は、昨年に引き続き、スポーツ活動についても、各種大会、行事の中止を余儀なくされました。令和4年度については、感染予防に最大限留意し開催方法を工夫するなど、できるだけ多くの行事を実施してまいります。

これまで当町で開催されてきた「わんぱく相撲大会」は、主催者である函館青年会議所から、令和4年度は函館市で開催する旨連絡があったところです。

なお、大会運営等への協力要請もあり、これまでの経験を活かし大会が成功するよう協力してまいります。

また、「千代の富士杯争奪相撲大会」や「北海道中学校相撲大会」を関係機関と連携を図りながら開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組む、野球、サッカー、相撲、空手などのスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう支援してまいります。

(2) 成年教育。

町民の体力作りは健康づくりにもつながり、生活習慣病を予防するためにも、各種大会やスポーツなどの機会を提供することが大切です。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会は2年連続中止となりましたが、町民相互の親睦を深める行事となっていますので、感染予防に留意しながら開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会など令和3年度に実施できた行事や大会は、三密を避ける、換気をこまめに行うなど開催方法を工夫するとともに、各関係団体と協力して大会実施を支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会。

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」も、2年連続中止となったところです。

令和4年度は第40回記念大会となりますので、充実した大会と選手の安全を第一に考えた運営を計画し、関係者のご協力を頂きながら、10月下旬に開催してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、自動計測システムの導入を検討しております。競技役員を大幅に減員することで中継地点やゴール付近の混雑を避け、三密を回避することが大きな目的となっています。

(4) 体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

8、文化財等について。

(1) 文化財。

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私達には、その価値を次の世代へと伝える責務があります。

「松前神楽」については、平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和3年度に公演会を開催する予定でしたが、コロナ禍の影響により中止となりました。

昨今の新型コロナウイルスの感染症の影響により、この後も開催が困難となる伝統行事の増加が見込まれます。福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細やかな支援をしてまいります。

(2) 歴史図書。

令和3年2月に郷土の歴史や、偉大な先輩方に学ぶことを目的に、『北海道ふくしま歴史物語』を刊行いたしました。

令和4年度には、本書を活用した歴史講演会や学芸員による出前授業、関係資料を用いた企画展示等を

行うことにしております。

また、町ホームページにて閲覧が可能となっておりますので、あわせてPRに努めてまいります。

児童生徒をはじめ町民の皆さんに、郷土福島町への誇りと愛着を持ってもらうよう、より充実した「ふるさと教育」に取り組んでまいります。

(3) 文化財等を保管する施設の整備。

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、文化財の長期的保存管理について、継続して検討してまいります。

また、これらの資料を十分に活用するために必要な収蔵台帳等の再整理を行い、先人が遺した貴重な文化財については、町内関係団体と連携し、保存や伝承を助けるとともに、調査記録及び普及活用に取り組んでまいります。

9、むすびに。

以上、令和4年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

長引くコロナ禍にあつて、教育を取り巻く環境は厳しいものがありますが、町民の皆さまが生きがいをもち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、心のこもった教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度教育行政執行方針といたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

(休憩 12時01分)

(再開 12時58分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第42号 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第42号 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

説明につきましては、議案1と別冊6でご説明いたします。

まず議案1の1ページをお開き願います。

議案第42号 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について。

押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊6説明資料でご説明いたしますので説明資料の1ページをお開き願います。

議案第42号関係でございます。

1、提案の理由について。

国から地方公共団体における押印見直しに関する方向性が示され、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のために書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題とされたところであります。

当町では、国の見直し方針も踏まえ、押印の見直しの基本的な方向性として、町民の利便性の向上と申請手続等の負担軽減を最大の目的とし、併せて、行政事務における事務処理の迅速化及び効率化の推進を図るため、関係する条例の改正を行うものであります。

2、改正の内容について。

関係する5つの条例の一部を改正いたします。

まず1つ目が、福島町公告式条例の一部改正でございます。

第4条の規定の公表、第5条のその他の規則及び規定の公表の条項の押印に関する規定を省略するよう改正するものであります。

2つ目が、固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

審査の申し出（第4条）です。審査申出人の口頭による意見陳述（第7条）、以下、第13条の決定書の作成までの条項の押印に関する規定を省略するよう改正いたします。

3点目が、職員のサービスの宣誓に関する条例で、別記様式（宣誓書）の押印を省略するよう改正するものでございます。

4点目が、学校職員のサービスの宣誓に関する条例。

職員のサービスの宣誓（第4条）と、別記様式（宣誓書）の押印に関する規定を省略するよう改正いたします。

最後に5点目が、福島町火入れに関する条例の一部改正。

別記様式第1号（火入れ許可申請書）の押印を省略するよう改正いたします。

3、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行いたします。

なお、町の条例としては、このほか議会提案の提出議案にもありますように、議会の関係で2つの条例が改正される見込みとなっております。

なお、議案の1ページから3ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第42号の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第42号は可決いたしました。

◎議案第44号 福島町まちづくり基本条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第44号 福島町まちづくり基本条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の11ページをお開きください。

議案第44号 福島町まちづくり基本条例の一部改正について。

福島町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

まちづくり基本条例の一部改正については、議案11ページに改正前、改正後の新旧対照表を記載してございますので、ご確認願いたいと思います。

なお、説明につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊6説明資料の6ページをお開きください。

議案第44号関係。

福島町まちづくり基本条例の一部改正について。

1、提案の理由について。

民法の一部を改正する法律は、公職選挙法の定める選挙権年齢が満20年以上から満18年以上に改められたことなどの社会経済情勢の変化に鑑み、民放について、同法の定める成年となる年齢の引下げ等を行ったところであります。

このため、福島町まちづくり基本条例第6条の規定について所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容について。

福島町まちづくり基本条例第6条の見出し及び同条中「20歳」を「18歳」に改めるものでございます。

3、施行期日について。

令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例の改正にあたっては、書面にて開催した第5回福島町総合計画審議会で改正内容を説明し、了承を得ているものでございますので申し添えます。

以上で、福島町まちづくり基本条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第44号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第44号は可決いたしました。

◎議案第45号 福島町町内会館管理条例の一部改正について

○議長(溝部幸基)

日程第8 議案第45号 福島町町内会館管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、議案の13ページをお開き願います。

議案第45号 福島町町内会館管理条例の一部改正について。

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊6、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第45号関係。

福島町町内会館管理条例の一部改正について。

1、提案の理由について。

町内会館等の再編計画に基づき施設の解体及び整備を進めておりますが、令和4年3月までに整備が完了した町内会館の名称を統一するため条例の一部改正を行うものであります。

2、改正の内容について。

令和4年3月までに整備が完了した下記の7町内会館の名称を改正するものです。

1段目、日向生活館を日向町内会館に改正いたします。

次に、塩釜生活館を塩釜町内会館に。浦和生活館を浦和町内会館に。浜中母と子の家を月崎1町内会館に。月崎母と子家を月崎2町内会館に。三岳母と子の家を三岳1町内会館に。三岳寿の家を三岳2町内会館に改正するものでございます。

3、施行期日について。

令和4年4月1日から施行いたします。

なお、議案の13ページから14ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第45号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４５号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４５号は可決いたしました。

◎議案第４６号 福島町監査委員条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第９ 議案第４６号 福島町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の１５ページをお開き願います。

議案第４６号 福島町監査委員条例の一部改正について。

福島町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年３月８日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊６、説明資料の８ページをお願いします。

議案第４６号関係。

福島町監査委員条例の一部改正について。

１、提案の理由について。

地方自治法の一部が改正され、議員のうちから監査委員を選任する義務が緩和されたことに伴い、監査委員と議会の監査機能の役割分担を明確にし、議員のうちから監査委員を選任しないこととするために条例の一部を改正するものです。

２、改正の内容について。

監査委員１名を議員のうちから選任しないこととする規定を加えるものです。

３、施行期日について。

令和４年４月１日から施行いたします。

なお、議案の１５ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第４６号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４６号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４６号は可決いたしました。

◎議案第４７号 福島町育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第１０ 議案第４７号 福島町育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の１７ページをお開き願います。

議案第４７号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年３月８日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊６、説明資料の９ページをご覧ください。

議案第４７号関係。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

今回の改正につきましては、主な内容としましては、令和４年４月から会計年度任用職員も育児休業が取得できるようになるという改正になっております。

１、提案の理由について。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされました。

地方公務員についても、勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められており、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

２、改正の内容について。

（１）条文の一部改正で整理するものが、①非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和でございます。継続的な勤務が見込まれる非常勤職員（会計年度任用職員）については、採用当初から育児休業の取得を可能といたします。

（２）条文の新規追加で整理する項目でございます。

①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を講じます。

②育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備を研修などの整備を行います。

３、施行期日について。

令和４年４月１日から施行します。

なお、議案の１７ページから１９ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第４７号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第47号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第47号は可決いたしました。

◎議案第48号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第48号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の21ページをお開き願います。

議案第48号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊6、説明資料の10ページをご覧ください。

議案第48号関係。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

今回の改正の主な内容は、議会議員の皆さんや特別職三役につきましては、報酬の日割が規定されておりますが、これまで非常勤特別職につきましては規定がなかったため、今回、日割支給を盛り込んだことと、先ほど議決いただきました監査委員条例の一部改正に伴い月額支給委員となっている議会選出監査委員を削除するものでございます。

1、提案の理由について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に係る年額報酬及び月額報酬の支給において、新たに特別職の職員となったとき、退職、失職又は死亡等により特別職の職員でなくなったときの日

割支給の追加をすること、福島町監査委員条例の改正により、議会議員からの監査委員選任をしないことから条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容について。

①年額報酬及び月額報酬の改正でございます。

年額報酬及び月額報酬を支給する特別職の職員について、新たに特別職の職員になったときはその日から、退職、失職又は死亡等により特別職の職員でなくなったときは、その日までとし、日割計算による支給とするため改正いたします。

②特別職の職員で非常勤の者の改正です。

月額支給委員から監査委員（議会選出）を削除するため別表1を改正いたします。

3、施行期日について。

令和4年4月1日から施行いたします。

なお、議案の21ページから22ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第48号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第48号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第48号は可決いたしました。

◎議案第52号 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第52号 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の29ページをお開き願います。

議案第５２号 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について。
福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等を廃止する条例を次のように定める。
令和４年３月８日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊６の１４ページをご覧ください。

議案第５２号関係。

福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について。

１、廃止する条例について。

- （１）福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例でございます。
- （２）福島町がんばる地元企業等応援基金条例でございます。

２、廃止の理由について、それぞれご説明いたします。

- （１）福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例でございます。

当該基金条例は、江戸時代に日本地図を作成するため全国を測量した伊能忠敬測量隊の蝦夷地測量が、福島町吉岡からスタートしており、これら歴史的遺産を後世に伝えるため、伊能忠敬北海道測量記念碑の建設を目的に平成２８年７月に基金を設置したものです。

これまでの基金積立額は、最大１，１７７万９千円にのぼり、平成３０年３月に記念碑が建設されました。また、建設費への充当残については、記念公園の管理費に充当しております。

当該基金の目的である記念碑の建設がなされたこと、また、今後新たに整備する予定がなく、現状寄付の申し込みもないことから、「福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例」を廃止するものです。

- （２）福島町がんばる地元企業等応援基金条例でございます。

当該基金条例は、地元企業等が行う事業活動に対して町が経済的な支援を行い、地元企業等の事業の継承並びに確保を図り、地域の振興を図るために制定されたもので、この条例を利用した事業者にとっては、事業への継続意欲が現れ、既存事業者の設備等の更新も概ね進んだものと判断されるとともに、地域経済が循環されるなど一定の成果があったところであります。

しかしながら、当該基金条例を維持するには相当の財政負担が伴うことから制度を見直し、新たに起業する事業者や事業を継承する若者等の支援を目的として、令和２年４月に「福島町チャレンジスピリット応援条例」を創設したところであります。

このようなことから、「福島町がんばる地元企業等応援基金条例」を廃止するものです。

３、基金残高について。

基金残高については、基金の廃止に伴い一般会計に繰り入れいたします。

（１）伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金につきましては、令和３年度末残高見込みが８１万７千円となっております。

（２）がんばる地元企業等応援基金につきましては、令和３年度末残高見込み１０万１千円となっております。

４、施行期日について。

この条例は、令和４年３月３１日から施行いたします。

以上で、議案第５２号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第52号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第52号は可決いたしました。

◎議案第54号 福島町森林整備計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第54号 福島町森林整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の45ページをお願いします。

議案第54号 福島町森林整備計画の変更について。

福島町森林整備計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊6、資料の40ページをお開き願います。

議案第54号関係。

福島町森林整備計画の変更について。

1、変更の理由について。

令和3年6月に国において森林計画制度の運用見直しが行われ、伐採・搬出指針についての記載、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準、特に効率的な施業が可能な森林の区域設定の基準及び施業方法等の記載を新たに追加することとなり、今般、北海道では地域森林計画を変更しております。

これを受けて、町では、福島町森林整備計画を地域森林計画に適合するよう変更するものです。

2、主な変更概要について。

（1）集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立。

伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで、配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える内容を追加します。

（2）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準。

現況が針葉樹人口林であり、母樹となり得る高木性の針葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めることを追加します。

（3）特に効率的な施業が可能な森林の区域設定。

「特に効率的な施業が可能な森林」の区域設定の考え方と施業の方法に加え、基準及び方針等の文言を追加します。

（4）林業専用道開設計画路線の変更。

今後の施業予定の変更等に伴い、町では、林業専用道月崎線0.7キロメートルを削除、道有林内では林業専用道桧倉川線3.0キロメートルを削除します。

3、計画変更に係る事務スケジュール等について。

令和4年3月末日の計画決定に合わせ、次のとおり作業を進めております。

- (1) 令和4年2月には、福島町森林整理計画（案）広告・縦覧してございます。
- (2) 令和4年3月には、北海道知事協議・同意及び変更計画決定を協議してございます。
- (3) 令和4年3月末に、福島町森林整備計画の決定公表となる予定でございます。

4、計画の変更について。

令和4年4月1日から適用します。

なお、議案の46ページから62ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町森林整備計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第54号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第54号は可決いたしました。

◎議案第55号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第55号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の63ページをお開きください。

議案第55号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について。

第2期福島町人口ビジョン・総合戦略を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、福島町長。

議案の63ページ、64ページにつきましては、第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更前、変更

後の新旧対照表となつてございますので、ご確認願いたいと思います。

内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊 6、資料の 42 ページをお開きください。

議案第 55 号関係。

第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について。

1、変更の理由について。

当町では、「第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略」の 4 つの基本目標の達成に向けて、人材の育成、交流人口の拡大及び移住・定住の促進等の施策を更に加速させるため、全道・全国から多様な若者等を受け入れる拠点となる施設を、国の「地方創生拠点整備交付金」を活用し令和 4 年度に整備することとしております。

また、福島商業高校の卒業生が漁業や土木建設業、金融機関、公務員として福島町に残る事例が見受けられ、次世代の重要な担い手となっていることから、町としては、この流れを持続させ高校の存続につなげるため、令和 4 年度から福島町の地域特性にこだわった課題探求学習等を新たに設けるなどして高校の魅力化を推進することとしており、当該施設は高校の魅力化を推進するうえで中心となるものであります。

このため、第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略に当該施設整備及び施策等について追加変更し、国の交付金を有効活用しながら取り組みを推進しようとするものであります。

2、変更の内容について。

第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略に、高校の魅力化及び交流・人材育成等の取り組み並びに拠点となる施設の整備を追加します。

(1)「基本目標 2 若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する(2)教育環境の充実」に次の施策を追加いたします。

②道立高等学校の魅力度の向上と未来を創る人材の育成に取り組む。

1 つ目として、商業科をベースに、ICT 教育の充実、地域密着型の教育課程、部活動の充実等により、高校の魅力化を推進する。

2 つ目として、都道府県の枠を超えた高校進学を可能にするため「南北海道ふくしま留学」を行い、全道・全国からの多様な個性を持つ生徒が中期的に居住することにより、地域探求活動や地域の人との交流を通じ、町の活力を創造する人材を育成する。

(2)「基本目標 4 まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する(1)観光・交流の促進」に次の施策を追加いたします。

④交流拠点施設を整備し、青少年等の交流の促進と人材の育成に取り組む。

1 つ目として、全道・全国から多様な若者等を受入れるため、交流・人材育成の拠点となる施設を整備し、異世代交流、就業体験及び地域資源を活用した地域活性化等の取り組みを通じ、地域の課題解決を担う人材を育成する。

2 つ目として、交流拠点施設を活用し、田舎暮らし体験やワーケーションなどを推進することにより交流人口の拡大を図る。

(3)「関連する事業」に次の事業を追加します。

青少年交流・人材育成拠点施設整備事業。

今般の人口ビジョン・総合戦略の変更につきましては、書面にて開催した第 2 回福島町地方創生推進会議で、ただいまの変更の内容でご説明し、了承を得ているものでありますので申し添えます。

以上で、第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第55号は可決いたしました。

◎議案第64号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第64号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

説明につきましては、別冊5と別冊6で行います。

まず、別冊5の1ページをお開き願います。

議案第64号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度福島町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,020万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,997万3千円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、福島町長。

まず、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

今回の繰越明許費につきましては、12月会議で補正計上し、ご説明したように、国の令和3年度補正予算計上にあわせ、種苗生産等施設実施設計について繰越事業として3月中に実施設計業務委託を契約締結し、令和4年度に繰り越して事業実施するための繰越明許費となります。

科目が、6款農林水産業費、3項水産業費、事業名が種苗生産等施設整備事業で、金額が1,900万円となります。

次のページをご覧ください。

第3表 債務負担行為については1件となっております。

事項が漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為の追加で、期間は令和3年度から令和11年度まで、限度額が9千円となっております。

次のページをお開き願います。

第3表、地方債補正の変更。

8ページの出産祝金交付事業債から、9ページの公有林整備事業債まで全部で27件となっております。今回の変更は、事業費確定による増減等が主なものとなっております。

内容につきましては、別冊6でご説明いたしますので、別冊6の44ページをお開き願います。

44ページから45ページにかけての27事業のうち、45ページの中段、普通河川河道整備事業債が緊急浚渫事業債で、一番下の公有林整備事業債で残りの25事業が全て過疎対策事業債となっております。充当率、交付税算入率、算入方法はご覧のとおりとなっております。

摘要欄にありますように、ほとんどが事業完了による減額と、特別交付税へ参入したため皆減とあるのは、新たに特別交付税の参入項目としたため減額するもので、実績見込による減額は最終的な事業完了はしておりませんが、3月末までの実績見込みにより減額となっております。

次に、補正の内容について、まず歳出からご説明いたしますので55ページをお開きください。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不要額等であります。

今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により会議やイベントなどの多くが中止となったため、旅費や報償費及び助成金などが大幅に減額となっておりますので、内容の説明につきましては、減額の主なものや新たに追加になったものを中心にご説明いたしますので、予めご了承をお願い致します。

1款議会費、1項1目議会費の議会運営費で191万8千円の減額は、主に旅費で117万1千円の減額で、普通旅費で43万7千円、視察研修旅費で45万9千円の減などとなっております。

次に1つ飛んで、議会タブレット端末導入事業費で210万1千円の減額は、備品購入費で159万4千円の減額で、タブレット端末導入に係る不要額が主なものとなっております。

2款総務費、1項1目一般管理費で158万1千円の減額は、こちらも町長などの旅費の減額で、普通旅費で116万7千円の減などとなっております。

次のページをお開きください。

2段目の職員研修費で129万2千円の減額も、研修等が中止になったことによる減額であります。

次のページをご覧ください。

中段の町有建物機能集約整備事業費で702万6千円の減額は、三岳地区に整備した車庫の入札減によるものなどが主なものとなっております。

次のページをお開きください。

上から4段目の高度無線環境整備事業で90万円の減額は、現在進めております光ファイバー未整備地区への整備について、供用開始が4月以降となったため、インターネット接続環境整備費補助金を一旦減額し、令和4年度に改めて計上することとしたため減額するものでございます。

次に、61ページをご覧ください。

2段目の定住促進住宅等奨励事業費で75万円の追加は、今年度の新築住宅等建設が見込みより増えたことによる追加となっております。

なお、助成済みが7件、今後の申請見込みが3件となっております。

次のページをお開きください。

1段目のチャレンジスピリット応援事業費339万5千円の減は、実績見込みによる減額で、今年度の交付実績は2件で、今後さらに2件が助成見込みとなっております。

次のページの上から3段目をご覧ください。

3款民生費、社会保障・税番号制度システム整備費で271万2千円の追加は、国のシステム改修にあわせた追加補正でマイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム整備で、今年12月末までの整備を目指し全国一斉に行われるもので、予算については3月第2回会議で繰越明許事業として、令和4年度に繰り越して実施する予定としております。

次に66ページをお開き願います。

一番下段の高齢者屋根雪下し及び除排雪費用助成事業費で120万円の追加は、行政報告にもありましたように、今年の大雪の影響で利用者が増加したことによる助成金の追加となっております。

次に69ページをご覧ください。

上から2段目の生活支援ハウス管理運営費で55万1千円の追加は、燃料費や光熱水費の不足による追加となっております。

次のページをお開きください。

2段目の吉岡総合センター管理運営費112万円の追加は、大雪に伴う除排雪業務委託料の追加となっております。

次のページ。

下から2段目の保育所費の施設維持管理費で64万3千円の追加も、同じく除排雪業務委託料の追加となっております。

次に73ページをご覧ください。

上から2段目と3段目をご覧ください。

4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で129万7千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で82万1千円、それぞれの追加は4月以降に予定していた3回目のワクチン接種について、3月に前倒しになったことによる時間外手当や、ワクチン予防接種委託料の追加補正となっております。

次に76ページをお開き願います。

1段目の温泉健康保養センター管理運営費で515万2千円の追加は、燃料費の高騰による追加分と工事等により臨時休館したことによる温泉使用料の減収補てん分の追加となっております。

次のページをご覧ください。

上から2段目の6款農林水産業費、農林業担い手育成事業費で291万円の減額は、農林業担い手支援として1名分子算計上していましたが、対象者が居なかった事により全額を減額するものであります。

次に84ページをご覧ください。

8款土木費、道路維持費で7千万円の追加は、今年の大雪に対応した主に町道の除排雪業務委託料の追加となっております。

なお、今年度につきましては、当町に限らず全国的な豪雪年となっていることから、昨年度に引き続き国道交通省所管の幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置が適用され、当町も現在申請中であり、交付額が決定しだい3月第2会議に予算計上して参りたいと考えております。

次の2段目、交通安全施設事業費から88ページの2段目定住向け町有住宅整備事業費までは、入札減による減額や支出額確定による減額となっております。

89ページをお開きください。

下から3段目、10款教育費の教育関係団体・大会参加助成費から1番下段の5段目の友好市町交流事業費までの減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種大会が中止になったことや長崎県松浦市や長野県木曽町との友好交流事業ができなかったことによる減額が主なもので、その他、高校存続対策費では通学定期補助や免許取得助成金などの実績による減額となっております。

次のページをお開きください。

90ページの事務局費から92ページの1段目人財育成支援事業費までは、事業完了など実績見込みによる減額となっております。

92ページをお開き願います。

2段目の2項小学校費、学校管理費で36万4千円の追加は、需用費の燃料費と委託料の除雪業務委託料の追加が主なものとなっております。

次のページの1段目。

3項中学校費の学校管理費で12万9千円の追加も、同じく燃料費と除雪業務委託料の追加が主なものとなっております。

次に96ページをお開きください。

96ページの一番下段になります。

12款諸支出金、1目繰出金で1,902万2千円の減額は、この後ご審議いただき各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

次のページをご覧ください。

13款職員給与費の職員給与費で769万円の減は、正職員に係る分で実績による減額となりますが、給料で270万円、職員手当等で389万円の減などとなっております。

次の会計年度任用職員給与費で304万7千円の減も、実績による報酬、給料、職員手当等の減額と

なっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与費等の増減につきましては、別冊５の７４ページと７５ページの給与費明細書をご参照願います。

次に、歳入をご説明いたしますので４６ページをお開きください。

歳入につきましても、歳出と同様に主なものと新規に追加になったもの等について、ご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

１款町税、３項森林環境譲与税から、４段目の７款地方消費税交付金までは交付額確定及び実績見込みによる増減となっております。

１２款使用料及び手数料、下段、商工使用料３４３万円の減額につきましては、１節の横綱記念館使用料２２６万５千円の減、４節青函トンネル記念館使用料で１１６万５千円の減、いずれもそれぞれ新型コロナウイルスの影響で入館者が落ち込んだことによるものでございます。

次のページの一番下。

１３款国庫支出金、１項１目衛生費国庫負担金で７７万４千円の追加は、３回目のワクチン接種に係る国庫負担金の追加が主なものとなっております。

次のページをお開きください。

４８ページの一番上。

１目総務費国庫補助金３８０万６千円の追加は、２節のマイナンバーカード所有者転入手続ワンストップ化改修補助金で２５９万６千円の追加は、歳出でご説明いたしました転出入ワンストップ化に係る１０分の１０の国庫補助金でございます。

また、３節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で１２１万円の追加は、現在進めております光ファイバー未整備地区への整備事業などに充当するものでございます。

次に、４目土木費国庫補助金、２節社会資本整備総合交付金の住宅建設分で１、１６５万３千円の追加は、現在新栄町地区で実施している定住向け町有住宅整備事業の２棟解体と２棟改修に係る交付金の確定による追加となっております。

その下段、１４款道支出金、１項道負担金と４９ページの２項道補助金につきましては、障害者自立支援医療費や母子家庭等医療費の実績見込みによる減額が主なものとなっております。

５１ページをお開き願います。

１５款財産収入、２目物品売払収入の１節町有林立木等売払収入２５１万９千円の増は、実績による増額となっております。

次に３段目。

１７款繰入金、２項１目財政調整基金繰入金で１、３６５万８千円の減額でございます。

今回の補正に係る財源調整による減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入れ額は現時点で７、８４０万１千円となるものでございます。

以下、繰入金につきましてはそれぞれ実績により減額しております。

次のページをお開き願います。

２段目、１９款諸収入、１目の雑入で９１３万３千円の減額の主なものは、１節の重度心身障害者医療高額療養費収入で２００万円の減額、９節の雑入で６３４万円の減で、こちらの主な要因は渡島西部広域事務組合派遣職員給与費負担金で９８０万８千円の減額で、当初予算では３名分を計上しておりますが実績で２名となりましたので、１名分を減額するものでございます。

最後に次のページ。

２０款町債につきましては、先ほど第４表の地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第６４号 一般会計補正予算（第８号）の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

３番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

この項目で当てはまるかどうか分からないですけれども、まず77ページの農業振興費でお聞きしたいと思います。

2月10日、町政報告にもございましたとおり千軒の旧小学校の体育館が積雪のために倒壊してしまいましたけれども、町長は今後その施設の解体や内容等で、これは意見交換になってしまいますね。

そこら辺で、この欄で質問してもよろしいかどうか、まずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

千軒小学校の体育館が雪の重みで崩落した事故について、私も直ぐ現場へ駆けつけましたけども、まずはしっかり、あそこの中にソバが入っています、そばの実と言いますか、今年度使う分が、使われる分の物がありましたので、それをしっかり取り出すということで、ただ、あと色んな機械についてはなかなか壊れたものもありますし、修理がきかないものもあるのかなという風がします。

まずはしっかり、町としては雪が解けた段階で、今潰れた状態のままになっていますので、それを撤去しなければならぬのかなという気がしてございます。

そしてまた、春から雪が解けますと千軒そばを楽しみにしている方々がいらっしゃいますので、我々としてはまずしっかり、そば生産会が活動できるようなことをやって行きたい。

そしてまた、秋に向けては今度また新たなソバの収穫なり植えつけに入っていきますので、それらについては今申し上げましたとおり機械の関係だとか色んな関係が今出てくるんだと思いますので、まずは関係団体としっかりと状況把握をしたなかで、町が応援できるものを、きちっと精査をして改めてまた議会の方にご相談かける形になるのかなという気がしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

答えまで頂いたような感じなんですけども、雪が解けてからの対応ということで、施設的なもの、それから工具的なもの道具的なもの、それから何よりもやはり千軒のそばの会の方々が崩壊したショックから、やはり新しくそういう施設を持つって、また再起するというモチベーションを高くしてもらうという方向に持っていかなければならないので、町長は関係団体と話しするというのは当然「千軒そばの会」の方々ともし話しなきゃなんないでしょうけども、これは公共施設ですから、ある程度保険にも入っていることだと思うんですけれども、そこら辺の兼ね合いで第三者との話し合いで、保険会社との話し合いでどこまでどう対応してくださるものなのか。

それで、どこまで話しというか、そういう対処してくれるものなのか、まずははっきり掴んでいるのかどうか、もう一度お聞かせ願ひたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

体育館については大分古い建物になりますので、基本的に町の場合、公共施設については保険に入っているような状況であります。

ただ、今申し上げましたとおり、ほとんど廃校になったところをそのまま使っているという形のなかで、かなり評価としては低いんだろうと。

それで一応、町村会の方を通して、その保険の対応については今色々と調整をさせていただいてるところであります。ただ、その結論についてはまだ出てございませんけども、あと今申し上げましたとおり、潰れてから私も直ぐに行きましたけど、やはり色んな方々が地区を含めて、一生懸命、職員もそうありますけども汗を流してくれたと。それを見て、そば生産会、今日、佐藤さん居ますけども、やはりそのものを途切らせてはいけないんだという思いが多分、ショックは大きかったでしょうけども、それとともに、もう少し頑張らなきゃないというものも気持ちのなかにはあったんじゃないのかなと思っていますので、我々としてはしっかりと、まずなかなかその生産会含めてそばの会も含めて体力があるわけではありませんので、そこはしっかりと町の方が支えていく体制を取って、できれば花見の頃に蕎麦を楽しみ

に来た方が千軒で蕎麦を食して行けるような状況、そしてまた秋には当然種蒔きがまた始まりますので、そこに対する機械だったり倉庫だったり、色んな形が多分想定されるんだと思いますので、そこについては我々も制度を活用しながら、しっかり体制を整えて対応して行きたいとそう思うところがあります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

大変力強い言葉いただきました。本当に福島町の地場産品と言っていいと思います。

どうぞ、町の方のお力を貸して、せっかくやっている方々の気持ちが、モチベーション下がらないような対応を取っていただきたいなと思います。

続けてちょっとお聞きしたいんですけど、81ページの地場産業開発研究会、ここで無くなるということなんですけれども、20ページの方に、まだこれやっていないんですけども、検証して、この地場産研究会というものを、事業というか、解散見込みにしたっていうことは、今までの事業の検証というものをきちっとされて、これをこの研究会自体を無くして次の組織に任せるという状況なのかどうなのか、そこら辺お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

地場産については、令和3年春の段階で総会ありまして、解散するという方向、記載のとおりでございますけど、今年度については税金の方ともありますので、その整理という部分で一年間整理期間、それで令和4年春には解散という方向になってございます。

それで事業の検証という部分については、議員もご存知のとおり、なかなか商品開発という部分これまで以前は色んな商品開発もしておったわけですけど、最近ちょっと停滞気味だという部分もあるんですけど、ある程度、今まちづくり工房、それと町の民間団体も新たに「とんぴパスタ」であったりとか新たな商品開発もしております。

それで、私共の方としてもある程度、役目は第一弾として終えているのかなという部分で捉えております。それが検証という部分で係わるのかなと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それは、まあいいです。

意見交換で。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

先程の地場産研究会の件なんですけれども、これはわかりました。

確かに他の地場産研究会以外の、まちづくり工房なり民間なりが、それぞれの努力をされて新規開発してきたと。これはわかります。

だけれども、だからといって、なくなるのは分かりますよ。かといって今まで組織としてあったものが、ただ周りがそうだからといって今までのものを検証もしないで解散しますと。何もしなかったから解散します。これだけではちょっとね、じゃあ今まで何のための会だったんだということにならないでしょうかね。ここまでのこういう成果があって、例えば観光協会の方に委託しました、じゃあ今まで研究会自体の事業を継承しましたという風な確かものにしていった場合に、地場産研究会自体が何もやっていないとい

う風に今おっしゃったなかで、商工会の方にまた何もやらない組織のものを継承するのかという事になるわけですよ。

ですから、そこら辺のきちっと成果というものを私は見い出して行かなきゃなんないと思うんです。最終的には、総会で解散しました、無くなりましたというのは結果論であって、これが研究会を立ち上げた当初何の目的で、どういう風にして、どのぐらいのお金が追及なったのかというのは検証していかなきゃなんないと思うんですけども、そこら辺のお考えどうですか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、検証はしていく必要があると思っています。

それで、どのような部分、事業が新たなとか商品開発したとか、やった内容については検証して行く必要があると思っています。

それと、今、地場産開発研究会が解散したことによって今後どうなるんだという部分、新たな組織という部分も先ほどおっしゃっていたとかと思うんですけど、この部分につきましても一部なんですけど、現在新たに観光協会で事務を担うという部分も整理してございます。

観光協会がどの程度まで商品開発に携わっていくかという部分は、今後の協議という部分にはなるんですけど、そういう組織も活用しながら進めて行きたいなと思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長にお聞きします。

色々こう箱ものが沢山あってよろしいかと思えますけれども、今、民間で一生懸命こういう商品開発なり何なりする。また、例えばまちづくり工房さんなり民間なりが。

そして、今また観光協会で同じようなものもする。私はね、規模の割には箱が少し多いんじゃないかなと思うんですよ。

これはもう民間も行政もっていうことではなくて、この括りを一つひとつにして、目的意識をはっきりした方が、うちの町の場合だったら、もっとそこら辺機敏に動けると思うんですけども、如何お考えですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

地場産研究会については議員ご承知のとおり、はしりの頃は水産加工業の方々が自分の商品を改良したりパッケージを変えたり色んな形で事業展開するのにあたって、町として支援して行きたいというのが私スタートでないのかなという気がしています。

ただ、最近の水産加工組合の状況を見ますと、なかなか経営的にも厳しい状況のなかで、そういう余裕がない中で、ここ何年か推移してきたのかなと。

それで実際に今これまでの研究会で行われているのは、漁業者の方で、何て言いますかね、千切り昆布をやられた方の販路拡大が大体固定的な顧客がおりましたので、その斡旋をして行ったのが、ほぼほぼここ何年間の仕事としてはあったのかなと。

要するに、基金が残高として残って、会が解散、実質的には解散という形になります。それで我々としては、色んな形でその経緯、経緯のなかで組織は出来て行ったんだと思いますけども、議員おっしゃるとおり、少し我々今、1万4、5千人居た時から比べると、今3、600、3、700人ちょっときまりましたけど、そういったなかでこれからどういう組織体制が必要なのかという、やはりコンパクトで少し集約して行かなければ人的対応も出来ない状況でありますし、町の職員も今かなり職員数が減ってきていますので、民間含めて、やはりそのところにあまり人材を割くことは出来ないんだという風な気がしてございます。

そういったなかで、今、地場産研究会としては自主的に役割を終えたというなかで組織をたたむという話を伺ってございますので、我々は今それに代わるものとして、まちづくり工房なり新たな組織体を作っ

ておりますので、そういったなかで、これからはなるべく事業展開をして行くことになるのかな。

それと前は地場産品に直接給付したものを、組織の方々が利用した形ですけど、今の流れから行くと新しいチャレンジするにあたっては、企画の方の制度を上手く使ったり、色んな形で町にある既存のものを使いながら商品開発などを色んな事をしてきていますので、私はそこに集約する形でいいのではないのかなという気がしますし、もう少し、今この地場産だけでなく、産業界の方でもかなり農も含めて組織がかなり点在していますので、やはりそのところも将来的には少し集約して行って、なるべく固まりを大きくして行った方が私は良いのではないのかなという気がしていますので、どこかの時点で少しそういったものも議会の方とも相談しながら、また、やって行く形になるのではないのかなと思っていますので、我々もしっかり行政事務評価のなかで、そういう組織色んな課の中に色んな組織ぶら下がっていますので、その集約も少し必要ではないのかなと思っていますし、特に町内会連合会も含めて、地域自体の組織もなかなか厳しい状況でありますので、そういったのも含めて、これからコンパクトになったというか、人口が減っていくなかでどういう組織体系がいいのか、そこは一度やはり全体検証を活用しながら将来に向かって行く必要があるんじゃないかなという気がしています。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第64号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時13分）

（再開 14時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第65号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第65号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、別冊5をご用意いたします。

77ページをお願いいたします。

議案第65号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,277万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,167万円とする。

令和4年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、事務費や保険給付費などの実績見込みによる減額、新型コロナ減免に係る調整交付金等の額の確定に伴うものでございます。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心に、ご説明いたしますのでご了承をお願いいたします。

それでは、歳出の補正内容について説明いたしますので、91ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費46万5千円の減額は、主に共同電算委託料27万2千円の減額で、実績見込みによるものであります。

92ページをお願いいたします。

下段になります。

2款保険給付費、1項1目療養給付費4,763万円、93ページの2目療養費86万4千円、3目審査支払手数料20万円の減額については、いずれも実績見込みによるものであります。

2項1目100万円の減額、高額療養費100万円の減額についても実績見込みによるものであります。

94ページをお願いいたします。

6款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費123万3千円の減額は、主に健康診断委託料の実績見込みによるものであります。

95ページをお願いいたします。

下段、7款諸支出金、1項5目特別調整交付金（新型コロナウイルス関係償還金）です。218万8千円の減額は返還予定額のうち一部を令和4年度に返還することとなったことにより減額するものであります。

96ページをお願いいたします。

9款基金積立金、1項1目事業基金積立金218万8千円の追加は、先ほど説明した特別調整交付金の返還分が減額となりましたので、同額を基金積立金に振り替えるものであります。

次に、歳入を説明いたしますので87ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1,698万7千円の減額は、新型コロナ減免分に係るもので、内訳は医療給付費分現年課税分が1,206万5千円、後期高齢者支援金分現年課税分が342万1千円、介護納付金分現年課税分が150万1千円を減額いたします。

下段、3款道支出金、1項1目保健給付費等負担金5,020万4千円の減額は、主に保険給付費普通交付金が4,984万4千円で、歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

2目保健給付費等交付金679万6千円の追加は、特別交付金で新型コロナ関係分の減免分であります。

88ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金257万2千円の減額は、保健基盤安定繰入金等の確定に伴い減額するものであります。

8款国庫支出金、1項1目災害等臨時特例補助金1,019万1千円の追加は、道支出金と同様に新型コロナ関係の減免によるものであります。

以上で、議案第65号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第65号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第65号は可決いたしました。

◎議案第66号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第66号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊5をご用意願います。

99ページをお願いいたします。

議案第66号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,055万円を減額し、保健事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,768万5千円とする。

令和4年3月8日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容は、実績見込みによる介護サービス費および地域支援事業費の減額と、財源の調整を行うものです。

歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心に説明いたしますので、ご了承をお願いします。

それでは、補正の内容について説明をいたしますので115ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等給付費1千万円の減額は、給付費の実績見込みによるものであります。

117ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費400万円の減額につきましても、実績見込みによるものであります。

118ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金356万2千円の追加は、決算見込みにより増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、109ページにお戻りください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料で107万7千円の減額でございます。コロナ現年分の保険料の減であります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金199万5千円の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴うものでございます。

2項1目調整交付金149万1千円の減額は、調整交付金の算定期間が変更となり減額するものであります。

2目地域支援事業交付金81万1千円の減額については、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものであります。

6目介護保険災害等臨時特例補助金107万7千円の追加は、保険料のコロナ減免分に対応するものであります。

110ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金269万3千円。

2目地域支援事業支援交付金87万7千円。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金124万7千円、地域支援事業交付金40万6千円。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金124万6千円、及び111ページの地域支援事業繰入金40万6千円の減額についても、歳出の保険給付費地域支援事業費の減額に伴うものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金62万2千円の追加は、保険料の軽減対象者の確定に伴うものであります。

以上で、議案第66号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第66号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第66号は可決いたしました。

◎議案第67号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第67号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊5をご用意願います。

119ページをお願い致します。

議案第67号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

令和3年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,330万7千円とする。

令和4年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、令和3年度保険基盤安定負担金の確定及び事務費負担金の精査に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の調整でございます。

歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承をお願いします。

それでは133ページをお開き願います。

歳出からご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に280万3千円の減額でございます。

令和3年度保険基盤安定負担金及び事務費負担金の精査に伴い減額するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので129ページをお願いします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金で53万6千円、2目保健基盤安定繰入金244万1千円の減額は、歳出の精査に伴う減額でございます。

以上で、議案第67号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 6 7 号を決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 6 7 号は可決いたしました。

◎議案第 6 8 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 9 議案第 6 8 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、別冊 5 の 1 3 5 ページをお開き願います。

議案第 6 8 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 3 年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 1 6 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 2 8 1 万 8 千円とする。

第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正による。

令和 4 年 3 月 8 日提出、福島町長。

それでは地方債補正の内容から説明をいたしますので、1 3 8 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正の変更は事業費の確定に伴う変更となっておりまして、下水道事業債の補正前の限度額 1, 2 6 0 万円を補正後は 1, 2 0 0 万円に、過疎対策事業債の補正前の限度額 1, 2 5 0 万円を補正後は 1, 2 0 0 万円にと、それぞれ変更するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明いたしますので 1 4 9 ページをお開き願います。

今回の補正の内容は、実績見込みによる減額となっております。

歳入歳出ともに主な内容のみ、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

1 款浄化槽整備事業費、1 項 1 目浄化槽施設管理費 2 1 5 万 8 千円の減額でございます。

主な内容については、修繕費が 2 3 万 9 千円の減額、浄化槽保守点検清掃委託料が 1 6 2 万 6 千円の減額となっております。

次に、2 項 1 目浄化槽整備推進事業費で 1 0 1 万 1 千円の減額でございます。

主な内容については、水洗化改造工事費補助金が 8 0 万円の減額となっております。

次に歳入を説明いたしますので、1 4 5 ページにお戻り願います。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目浄化槽使用料で 1 3 万 1 千円の減額となっております。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金で 1 9 3 万 8 千円の減額となっております。

5 款町債、1 項 1 目下水道債で 1 1 0 万円の減額となっております。

以上で、議案第 6 8 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第68号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第68号は可決いたしました。

◎議案第69号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第20 議案第69号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは同じく別冊5の151ページをお願いいたします。

議案第69号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,714万6千円とする。

令和4年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、実績見込みによる診療事業収入及び事務費等の精査によるものでございます。

それでは、補正の内容について歳出から説明いたします。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承をお願いします。

165ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で126万9千円の減額でございます。

人件費及び事務費等の精査及び除排雪業務委託料40万円の実績見込みによる追加となっております。

次に、歳入を説明いたしますので、161ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入60万4千円、2目社会保険診療報酬収入130万7千円、3目後期高齢者医療診療報酬収入74万3千円の追加は、実績見込みによるものであります。

2項1目使用料及び手数料664万円6千円の追加は、予防接種手数料588万1千円の追加で、新型コロナウイルス接種手数料の追加分でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,067万1千円の減額は、診療事業収入の増額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上で、議案第68号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第69号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第69号は可決いたしました。

◎議案第70号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第21 議案第70号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、別冊5の169ページをお開きください。

議案第70号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度福島町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

主な建設改良事業。

配水管整備事業7,970万円を7,482万2千円とする。メーター改良事業1,184万3千円を969万円とする。施設整備事業3,940万円を3,688万3千円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額177万1千円、計1億1,531万9千円。

1項営業収益、補正予定額269万4千円、計9,658万1千円。

2項営業外収益、補正予定額92万3千円の減、計1,873万8千円。

支出、1款水道事業費用、補正予定額386万円の減、計9,931万円。

1項営業費用、補正予定額386万円の減、計9,830万9千円。

第4条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,189万4千円、過年度分損益勘定留保資金995万3千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,

1 9 4 万 1 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1, 9 9 4 万 6 千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2 6 5 万 8 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 1 0 7 万 3 千円、過年度分損益勘定留保資金6 2 1 万 5 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページでございます。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予定額7 6 0 万円の減、計1 億1, 1 5 0 万円。

支出、第1款資本的支出、9 5 4 万 8 千円の減、計1 億3, 1 4 4 万 6 千円。

第1項建設改良費、補正予定額9 5 4 万 8 千円の減、計1 億2, 1 8 0 万 6 千円。

令和4年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、1 7 7 ページをお開きください。

令和3年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正内容については、額の確定に伴う増減となっております。

収益的収入。

1項営業収益、1目給水収益、補正額2 8 0 万円、給水収益の実績に伴う増額でございます。

次に、2項営業外収益、4目消費税1 1 0 万円の減で、消費税及び地方消費税還付額の実績に伴う減額でございます。

次のページでございます。

収益的支出。

1項営業費用、1目原水及び浄水費が6 1 万 5 千円の減で、水質検査手数料が主なもので水質検査の再検査がなかったことによる再検査手数料の減でございます。

2目配水及び給水費が2 0 万円の減で、普通旅費で新型コロナウイルス感染症に会議等がなかったことによる減でございます。

次に、4目総係費2 9 0 万 3 千円の減で、委託業務の契約金額が確定したことに伴う減でございます。

次のページでございます。

資本的収入。

1項企業債1目企業債7 6 0 万円の減は、委託業務及び請負工事の契約額の確定に伴う起債額の減でございます。

次のページでございます。

資本的支出。

1項建設改良費1目配水管整備費、補正額4 8 7 万 8 千円の減、請負業務及び請負工事の契約額の確定に伴う減でございます。

2目メーター改良費2 1 5 万 3 千円の減は、メーター台数の確定に伴う減でございます。

4目施設整備費2 5 1 万 7 千円の減は、委託業務及び請負工事の契約額の確定に伴う減でございます。

以上で、議案第7 0 号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第70号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第70号は可決いたしました。

◎発委第8号 押印見直しに伴う関係条例の整理について

○議長（溝部幸基）

日程第22 発委第8号 押印見直しに伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第8号 押印見直しに伴う関係条例の整理について。

押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和4年3月8日提出、提出者、福島町議会運営委員会委員長。

条例改正に係る新旧対照表は、下記のとおりです。

それでは、改正の内容を説明しますので、説明資料の1ページをお開きください。

1、制定の理由について。

国の押印・書面の交付等を求める手続きの見直しについては、「デジタル社会形成基本法」に基づく48の法律改正により進められております。

当議会においても、国は全国町村議会議長のマニュアル等に基づき、「押印の見直し」を進めましたので、関係条例を改正しようとするものです。

2、改正の内容について。

押印の見直しは、主に全国町村議会議長の「押印を必要とする書式の見直し」に基づき進めました。見直しの結果、記載の条例において様式の中の押印を不要とする改正を行います。

なお、規則等の様式においても同様の改正が生じたので、あわせて改正いたします。

3、施行期日について。

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第8号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第8号は可決いたしました。

◎日 程 の 順 序 変 更

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第23については、午後6時からの夜間議会において一般質問を行いますので、日程の順序を変更し、日程第24 議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第24 議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

◎議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について

◎議案第43号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について

◎議案第49号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

◎議案第50号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

◎議案第51号 福島町水道事業給水条例の一部改正について

◎議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）

◎議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）

◎議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）

◎議案第63号 福島町財政調整基金の積立金の処分について

◎議案第56号 令和4年度福島町一般会計予算

◎議案第57号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算

◎議案第58号 令和4年度福島町介護保険特別会計予算

◎議案第59号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第60号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算

◎議案第61号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

◎議案第62号 令和4年度福島町水道事業会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第24 議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について。

日程第25 議案第43号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について。

日程第26 議案第49号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

日程第 2 7 議案第 5 0 号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について。
日程第 2 8 議案第 5 1 号 福島町水道事業給水条例の一部改正について。
日程第 2 9 議案第 7 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）。
日程第 3 0 議案第 7 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）。
日程第 3 1 議案第 7 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）。
日程第 3 2 議案第 6 3 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。
日程第 3 3 議案第 5 6 号 令和 4 年度福島町一般会計予算。
日程第 3 4 議案第 5 7 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計予算。
日程第 3 5 議案第 5 8 号 令和 4 年度福島町介護保険特別会計予算。
日程第 3 6 議案第 5 9 号 令和 4 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第 3 7 議案第 6 0 号 令和 4 年度福島町浄化槽整備特別会計予算。
日程第 3 8 議案第 6 1 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。
日程第 3 9 議案第 6 2 号 令和 4 年度福島町水道事業会計予算。

以上、16 件の案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 16 件の案件につきましては、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 16 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15 時 07 分）

（再開 15 時 10 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に 9 番平野隆雄副議長、副委員長に 5 番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎日 程 の 追 加

お諮りいたします。

議会運営委員長から発委第 9 号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について

てが提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、発委第9号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発委第9号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について

○議長（溝部幸基）

追加日程第1、発委第9号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、追加の議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第9号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について。

上記の議案を、福島町議会会議条例により提出いたします。

次に2ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議します。

特に、核兵器使用への言及、原子力発電所への攻撃は、国際秩序を根底から乱す愚行である。

市街戦が激化し市民の被害が拡大しているなか、緊急に求められることは、ウクライナ国民の命と主権を守ることである。政府においては、厳重な抗議の姿勢を示し、厳格な制裁措置と無条件完全撤退に向けた早急な外交努力を展開することを強く要請する。

以上決議する。

なお、この決議案は本日開催の本委員会において全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第9号に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時14分)

(再開 18時00分)

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一 般 質 問

○議長(溝部幸基)

日程第23 一般質問を行います。

質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間、回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく簡潔明瞭に発言していただくよう、お願いを申し上げます。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番(藤山大)

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

町有地の使用について。

過去最大の除排雪経費を要した昨年度に続き、今年度も12月には、昨年度を上回る131センチメートルの降雪量となり、さらに1月に入り降雪量は211センチメートルとなっております。

特に1月19日深夜から20日の昼頃まで降り続けた雪は、70センチメートルを超える記録的な大雪となりました。

このような大雪により、町民の方々の雪の排雪場所が無い事に大変困っている現状です。できるなら町有地への除排雪を無償でお願いしたいが町長の考えを伺う。

あわせて、次の4点についても確認したい。

①除排雪のルールとマナー。

②町有地貸付は月単位でも貸付できるのか。

③1平方メートル当たりの貸付金額は。

④除排雪のみならず臨時的に夏場等の作業場、駐車場としての貸付は可能かどうか。

お伺いします。

○議長(溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

藤山議員のご質問にお答えいたします。

今年の冬は、これまでに無いような大雪に見舞われ、町民の皆さまも除雪作業には大変ご苦労されたことと思います。

ご質問の、町有地への排雪等については、近隣の住民が町有地などへ排雪することについては、町内の狭隘な土地事情などを考慮し、これまでも一定程度容認してきたところであります。

ただし、大型重機等を使用して排雪する場合などは、その都度、町に相談していただくようにしております。

次に、確認事項についてお答えいたします。

1 点目の除排雪のルールとマナーについては、除雪作業を効率的に行う観点から①車道や歩道への雪出しの禁止、②車道への路上駐車禁止、③除雪車に近づかないなどとなっております。

しかし、当町においては土地が狭く堆積場所が少ないなどの理由により、地域の状況により差はありますが、玄関前などの多少の雪出しについては、一定のルールの中で容認してきた経緯があります。

2 点目の、町有地の貸し付けについては、月単位のほか日割りや年単位での貸し付けも行っております。

3 点目の、1 平方メートル当たりの貸付金額の平均については、場所や地目により変わってきますので単純にはお示しできませんが、貸付方法は規則により決められており、原則として1 平方メートル当たりの近傍類似評価額に4 パーセントを乗じたものが1 平方メートル当たりの貸付単価となります。

4 点目の、臨時的な貸し付けについては可能であり、現在も駐車場としての利用や、昆布漁業者の干場としての利用のほか、建設業者などによる工事期間中の資材置き場など様々な用途に対して貸付しておりますが、有償での貸し付けが原則となっております。

○議長（溝部幸基）

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

昨年と今年の大雪で町有地に対して、一定程度容認と理解をしていただいて有り難うございます。

町民の方からも大変喜んでいるところであります。

1 点目の除排雪とルールとマナーについても、町民の方々明確なルールとマナーが分からないため質問させていただきました。

答弁書にあるとおり、除排雪作業を効率的に行う観点から、「車道や歩道への雪出しの禁止」、「車道への路上駐車禁止」、「除排雪車に近づかない」といったルールとマナーは理解しました。

多少の雪出しについては、「一定のルールのなかで容認した経緯がある」と答弁書にあるのですが、この一定のルールとマナーのなかにも曖昧なところがありまして、雪を出しても近隣の方が何も言われない方もいます。かたや雪を出したら近所の方に出したら駄目でしょと言われるようなこともあります。

この近所のトラブル等が私の耳に言われることが多いんですが、町長にも、その様なことが耳にしたことがあるのかお聞かせください。あればいいのですが、なければ今後どのように対処して行くのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

一回目の答弁でもお答えしてございますけども、福島町の場合、どうしても土地が狭いという状況のなかで、住宅地が、例えば日向だったり、白符だったり宮歌方面、特に山背をした土地については、ほとんど捨て場がない状況でありますので、そういったなかでこれまでも道路の方に、国道であれば国道の業者さんが来る前に少し雪を出して持って行ってもらおうという状況があるんだと思ってございます。

そういったなかであって、私の方にも色んなトラブルと言いますか、お話は伝わってきます。ただ、我々は民事不介入じゃありませんけども、個々の事案に対して、どうこうという行政のなかでは出来るものでもありません。

やはり、お互いに同じ地域のなかで共に生活するなかでは、やはり多少のきちっとした基本的なルールを守りながら、この厳しい冬を乗り切るのが基本ではないのかなという風に思っておりますので、あまり雪のことで本来隣近所が、いがみ合うようなことは私はあまり好ましくないのではないのかなと。

やはり、お互いが相手のことを思って、当然、今日の執行方針でも述べさせていただきましたけども、相手が自分が嫌だということを相手にすれば、当然みなさん嫌がるわけでありまして、まずは他人の心をしっかりと自分の思いとしてやって行けば、一定のルール・マナーは出来ていくんだと思っています。

また、そういったものも、やはり町としてもしっかり基本的な事項については、しっかり町民の方に伝えるような広報などで周知を徹底して行きたいなと思っています。

ただ、全てが基本どおり行けるかとなりますと、それぞれ地域・地域で生活をしてございますので、そのなかで多少の緩さというか、そういったものは出てしょうがないのではないのかなという風に感じているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

答弁のとおり、ある程度の一定の理解はしたいと思います。

2点目の町有地の貸付の月単位でも貸付が出来るのか。

答弁書には、このようには書いてあるんですが、これは担当課に聞いた方がいいと思うんですが、例えば年単位・月単位・日割り単位という貸し付けのなかで、年単位で例えばですけど6万円であれば月単位計算上5千円になって、年単位になったら6万円というような形になるものなのか、それとも年単位で借りた貸付的には安くなって、月が安くなるみたいな、そういう風なあれはあるのか、その辺の要は貸し付け、貸付年単位・月単位・日割り単位の金額のあれが多少前後するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

例えば年単位ですと、4月に納付書を発送しております。基本一括払いです。

ただ、金額が大きかったり、相談によっては分割も認めております。それが、例えば先ほど答弁にもありましたけども、工事期間中とか、例えば3か月となったら3か月分を1回の納付書で出しています。

それで、今議員質問の、月で借りるのと、年で借りるのと何か割引あるのかというのは、それはございません。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

ということは年単位で借りようが、月単位で借りようが、その金額は全く変わらないという形でよろしいですね。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今申し上げたように、この規則で決まっております平米単価があります。それで、平米掛けたのが、まず年額になります。例えば、近傍の隣の土地が、町有地って基本評価していないので、例えば隣が宅地で平米1万円だったとすると4パーセントなので400円。それで、例えば100平米、約30坪借りたいとなると、100なんで400円で100の年間4万円です。それを半年借りたかったら、6か月分なので2万円です。1か月だと3、300円くらいになりますかね。そういう計算です。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

3点目と4点目の方、ある程度、僕も理解しているので、一般質問これで終わらせていただくんですけど、今回大雪のため本当に町民が大変困っている状況ではあるんですが、雪の近隣のトラブル等、その辺も解消できれば一番いいことなんですけども、今後、町有地に対して多少の雪投げに対して、町長として、ある程度の一定の理解と容認していただけるよう、お願いをして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々も除雪体制のなかで一番大切にしているのは、道路の除雪をまず優先的に行って、交通の妨げにならないっていうのが、まず、第一条件にあります。

そういったなかで、やはり道路から雪を排雪するにあたっては、町有地のところ今一時溜め置くという形を取らせていただいていますので、除雪業者はなるべく、まずは道路から町有地に対して雪を押っ付けるといった形が基本であります。

そして、そこがオーバーフローした場合は町の別な排雪場所がありますので、そこまで運搬していくというのが基本であります。そういったなかで、ある程度、町有地を空いている町有地については、多少そ

の雪を持って行くとか、例えばダンプで持って行くとか、そういうことは出来ると思います。

ただ、先ほど言いましたとおり、しっかりトラックで持って行ってという話になりますと、ちょっとまたこれは違ってきますので、そこのところについては、しっかり町の方にまずはお話をしてお話をさせていただく。今年の場合は特に本当に雪が多くて、私も毎日雪掻きを苦労しましたが、なるべく町民の方々が困らないような形で、我々もしっかり対応して行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従い、一般質問を申し上げたいと思います。

障害者の雇用促進等について。

障害者の雇用促進等については国の法律に基づき、各自治体が行っているところでありますが、福島町における町職員の雇用率、又、町内該当企業における雇用率はどの様になっておりますでしょうか。

自治体における障害者の雇用は、職員全体の理解度は高くあるべきですが、いかなる周知や対策が行われておりますでしょうか。

更に、雇用した場合の業務に携わる上で、例えば車椅子などの使用者に対して庁舎内における環境対策は十分でしょうか。又、町内の公共施設などは、支障なく移動でき支障なく業務遂行できる体制になっておりますでしょうか。

障害者が自立し、このまちで生活できるためには周囲の環境や理解度、時には支援等が必要と考えます。

今後、各企業で働ける障害者に優しく住み良い町づくり対策についてはどうでしょうか。企業に対する国の支援も活用することが出来ます。

去年今年の2つのパラリンピックでは障害者の活躍で感動と理解の輪が広がったと思います。次は障害者の社会参加に目を向けるべきだと思います。

令和4年度の会計年度任用職員募集に障害者の文字はありませんが、今後募集計画を検討しては如何でしょうか。

町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

まず、障害者の雇用については、令和3年3月1日から「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、地方公共団体の法定雇用率は2.5パーセントから2.6パーセントに改正となっております。

なお、雇用率に関しては、毎年6月1日現在で北海道労働局による調査が行われており、昨年調査時点での福島町役場の障害者の実雇用率は4.52パーセントとなっております。

町内企業における障害者雇用の状況に関しては、現状においては把握しておりません。

次に、庁舎内における職場環境対策であります。役場及び支所におきましては、建設時にバリアフリー構造を取り入れ、エレベーターや障害者トイレなどが整備され、障害者が支障なく移動できる職場環境となっております。

また、そのほか総合体育館などの公共施設についても、玄関前スロープや障害者トイレを設置するなど順次改修しております。

次に、会計年度任用職員募集に係る障害者枠については、現在の職員募集の中では特に障害者枠を設けておりませんが、健常者又は障害者に関わらず応募できることとなっております。

また、法律の改正により令和2年4月1日より各自治体において、各機関ごとに「障害者活躍推進計画」が策定されており、その中でも障害者の職業生活における活躍の推進が盛り込まれており、町としては、障害者雇用制度の理念の下、障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じて社会参画できるような「共生社会」の実現に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

まずは、福島町役場においては実雇用率は4.52パーセントという風になっているが、国の法律をきちんと守っているという数字上の結果だと思うんですね。

これを超してはならないということではなくて、勿論1人でも2人でも障害者を使う、使うという雇用するということは重要なわけですから、これは拡大して行ってほしいなという風に思います。

まずはバリアフリーの件ですけれども、私もたまに見たりするんですけども、その年によって少し隙間があいてきたなと思われるようなところもありますね。

色々な所を見るんですけども、一番車椅子なんかで登れる、しょっちゅう使うわけではないんですけども、その棟によっては、段差があいて隙間が空いているような所もあります。

やはり、定期的に検査するというか、一年に1回ぐらいは全部回って見て、傾斜ついている斜路がどうなっているかという確認をしてほしいなと。時には灯台下暗しで、本庁舎のことも見てほしいなということもあります。

それから、福島町障害者活躍雇用推進計画これは令和2年から令和7年までの5か年計画、これは本庁と教育委員会と議会、教育委員会と議会は人数少ないですから職員数が、どうしても無理なんですけども、町の方では一定の令和元年の4月1日現在で70名の職員というカウントしていますから、この70で割った障害者の雇用、それがその率が4.29パーセントという風になっておりますけれども、答弁では4.52パーセントになっており、これはその年の月、どこで取っているかによって70人の職員の方これ変わりますからね、人事も含めてですから多少のズレはあると思うんですけども、どっちにしても4.2パーセント以上という恰好のようでございますから、法定上問題無いと思いますけれども、障害者のなかには若い青年等もおりますし、出来れば働きたいんだというそういう意見の方もおります。

その辺も特別にということではなくて、その一定の期間のなかで雇用していく。何年に1回かは1人ずつ増やしていくとか、そういうことは出来ないものでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

バリアフリーにつきましては、私も十分現場を見ながら、気を付けるようにしています。

やはり、実際、建設時に作ったものが例えば役場前のスロープあります。ここの所も実は私就任した時に少し段差がありまして、本来的にスロープにあがってしまえば支障はないんですけど、そのあがるまでに少し小さな段差があったんですね。それについてはやはり、車椅子を使う方にとっては負荷がかかるだろうということで、早速担当の方に整理をさせていただいた経緯がありますし、私もなるべく気を付けてスロープの方から歩くようにしたり、そういった形をしていますし、執行方針のなかでも述べさせていただきましたが、職員の皆さんにはやはり現場を大切にしたいということで常に現場に出向いて、問題がないか課題がないかということをお願いしていますので、そういったところについては、きっちり整理をして行きたいなと思いますし、また、議員の皆様については我々より多分町の方を色々歩いている方が多いんだと思いますので、そういった意見があれば、是非拾ってきていただいて、我々の担当の方に一声掛けていただければ改善に向かって行くのかなという気がしております。

それと、雇用者の雇用率につきましては、基本的に計画のなかでも国が示しているとおり、2.6パーセントをまず目途にしっかりやっけて行こうという形で我々計画を推移してございます。大体町職員70人から80人、その年々で人数が変わりますので、微妙に雇用率が4.3になったり、4.29になったりします。ただ、現状のなかで今3人の方が働いていらっしゃいますので、その方々も一定程度、今度定年を迎えますと欠けていきますので、そうなりますと率が段々下がっていく可能性がありますので、そこについてはしっかり国の定めた2.6パーセントをまずしっかり守りつつ、町としての目標をしっかり確保して行きたいなという風に思っております。

それと、会計年度任用職員のことになりましたけれども、実は私、就任して平成29年の4月に社会福祉協議会のお手伝いをしていた障害者の方にちょっと声を掛けて、実は役場で働いてみないかということを行ったことがあります。そして、今現実的にその方は役場で働いていただいておりますので、我々もしっかり、障害はそれぞれ身体障害があって、知的障害があって、精神障害という形がありますが、それぞれの特徴を持った方々の働き場所というのは私はあるんだという風に思っておりますので、またそういった

意欲のある方が是非おりましたら、しっかり町の応募に応えていただきたいという風に思いますし、そういう方が近所にいるようでありましたら、是非声を掛けていただければなという風に思っています。

役場の方については、今、会計年度任用職員も人手不足でありまして、追加募集までしておりますので是非また何か近所でそういう意欲のある方があれば一声掛けていただきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

確かに国の定めている2.6パーセントを超えているからという理由で若干安心という意味もあるのかも知れませんが、やはり何年に1回か、会計年度任用職員であっても雇用するという恰好、高齢者に優しい町、そういう町づくりをするという観点で進めては如何かなと思うんです。

それと、企業の方には調査するあれではないでしょうけど、町内の企業なんかも掌握しておいていいのではないかなと思うんですね。

都市部なんかでは数字を活用したり実体を活用したりして、行政側が動くということもあるでしょうから、やはりまず行政側において理解がなければ企業側の方の理解をとということも、なかなか難しいと思うんですね。そういう意味で一緒に町づくりを考えて行くうえで企業さんの方にも調査に例えば協力をお願いするとか、実態を勉強させてもらうとか、そういう恰好は如何なものでしょうかね。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

ただいま民間企業ということなんですけど、この障害者の法定雇用率、民間の場合ですと従業員が43.5人以上の方が対象になるということで、それは常時雇用なのでパートとか抜けますので、福島町内にそういう企業があるかという、ほぼゼロに近い形なので、もしそういう企業があれば当然調査はして行くと思いますけど、現状では町内には43.5人以上が、そういう義務がありますので、ちょっと町内には常時雇用ではないかなと町の方では捉えてございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

そうなんです。43.5人以上でないと駄目だという事ではないんですよ。やはり、そのところだと思うんですね。優しい福島町とか、行政の優しい福島町とか、住民のためにとかっていうそういう感覚でいると例えば40人に満たない企業であっても、何ていいますか、お願いをするとか、そういう事っていうのは如何なものかなと思うんです。そういう風にしていかないと町自体の理解もないと企業さんの理解も高まらないのではないかなと思うんですね。

この前あるテレビで事業所の事なんだろうかね、何か社員の半分以上が半分を超える率の人数が身体障害者である。そのようにして雇用していると思うんですけども、そういう事業所もあるようなんですよ。勿論、民間。

そういうことから考えると、福島町もそのところに視点を当てて行くっていうことも如何なものでしょうかねと思うんですよ。

それで、今、障害福祉計画、福島町令和3年から5年までの3か年、第6期の障害福祉計画の中で身体障害者269人、そのほかの障害のある方も含めると350人になるという数字が出ているわけですけども、そのなかで本当に働いて行ける人っていうのは何人いるのか分かりませんが、そういう調査自体もやはり数字も行政側で持っておいていいのではないかなと思ったりするんです。

その辺はどうでしょう。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今議員おっしゃるとおり、いま町の方では第6期の障がい者福祉計画ならびに第2期の障がい児福祉計画に基づいて、ある程度関係機関の協力を頂きながら、しっかり障害者の方々をサポートしている状況で

ございます。

そういったなかで議員おっしゃるとおり、ちょっと古い数字になりますけども令和元年度の数字ではありますけども、身体障害者の手帳を持っている方が269名、町内の方でいらっしゃいます。

また療育手帳については56名という形。そして、精神的障害福祉手帳を持っている方が28人と。大体、人口の全体の9パーセントぐらいの方々が障害を持った方だという風になっております。

そして私も東京都に出張して行った時に、ちょっと当時の町長が障害の施設を町の方に誘致したいということで担当者と色々話したなかでは、やはり障害者というのは一定程度産まれる確率が決まっているんだということで、トータルして行くと全体の人数というのは減らないという形のことを聞いたことがございます。そういった形のなかで、一定程度同じような人数が町内にも障害者としていらっしゃるといふ風に思っています。

ただ、この方々はですね、ほぼほぼ大体施設に入所されていたり、色んな形で今暮らしていますし、隣の町であれば江差会の方に町内の子供さん方もお世話になったり、そういった所で就労されている方がいらっしゃいますので、そういったものも含めて、我々としてはしっかり町内でも働き口があるのであれば、そういったものをしっかりPRして行きたいと思っております。

また、そういった計画を作成するにあたって、きちっと社会福祉協議会だったり障害施設の方々とお話もさせていただいておりますので、そういったところの需要なり、そういったものをしっかり捉らまいた中で、しっかり障害を持った方々をサポートできるような体制をこれからもしっかり取って行きたい。その様に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

一つ町長に頑張ってもらって、雇用を一人でも働きたいという方がいれば、そういう方に対して企業さんと相談するとか様々なクリアしなければならない点もあるでしょうからね、そういう風な形で福島町の行政を見つめ直すという事が必要かなという風に思います。

どうしても大変だという方は成年後見人を付けるとかというような恰好の中で生活していかなければならない方も出てきましようけれども、やはり残された自分の機能の最大限発揮したうえで生活出来ていくと、生活していける様そういう取り組みをしてほしいなという風に思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町内の状況については、うちの職員の保健師さん方が、また発達支援センター含めながら、小さい頃から状況把握に努めてございますので、一定程度そういった障害の状況に応じて施設で入所されている方とも色んな形で交流する機会がありますので、本当に障害を持った方で働く意欲のある方がいれば、しっかり我々の方にお伝えいただいて、我々としてもそれを先程言いましたとおり色んな働き口があるんだという風に思っているんですね。

私も湯の里の施設を少し見させていただきましたけども、あの方々は何て言いますかね、我々より本当に同じような作業を繰り返すことに慣れているといいますか、我々だとどうしても同じ作業をする飽きるんですけども、そういった方々は本当に綺麗に掃除したり、色んな同じような事を繰り返してでも何時間でもやっていると、作業に向いている方がいらっしゃいますので、いま町の方の仕事のなかでも色んなパターンが今あります。

そういったなかで今少し人口減少とともに、人手不足が我々も感じてございますので、そういったなかで働いてくれる方、そしてまた町内の生産加工なり色んな形で、またそういった形が適材としたような、合うような仕事も多分あるんだという風に思っておりますので、我々としては是非そういった方々があれば、声をしっかり拾って、その方々が仕事をしながら生きがいを見つけるような形を是非取って行きたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長・教育長に質問させていただきます。

令和3年度の町政執行方針・教育行政執行方針の執行状況と反省点についてです。

令和3年度の町政執行方針・教育行政執行方針の執行状況と反省点について、町長・教育長にお聞きいたします。

さて、令和3年度も新型コロナウイルスに翻弄された一年であったと考えます。その中で当町では、いち早く感染予防の徹底を図り、町民個々に衛生管理と防止対応も徹底して下さったお陰で感染者を多く出すことなく現在に至っていると考えられます。これは町長をトップとして行政がいち早くワクチンの接種に対応し、そして経済的また、物資的支援を行って来た結果であり、職員の方々も例年にない大雪を迎えた昨年12月からは心身ともにご苦勞であったと敬意を表したいと思います。

一方、教育行政にしても教育長をトップに職員の皆様はコロナ禍の中、学びを止めないという姿勢を推進し、対応されている事にも敬意を表するものです。

その中で町政・教育行政ともにその執行に対しては完成度の高いものであったのか。町民に対して思いやりのある行政は出来たのか。心のこもった教育行政が出来たのか新年度を前にトップとして振り返る事も必要と考えております。お二人の見解を伺いたいと思います。

その中でお二人が新年度に向けて町民の協力と理解を頂き更に飛躍した福島町をつくるためには、どの様にすべきか。共に、住んで良かった、住み続けたい町を目指す、行政トップのご意見を伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

町政執行方針については、その年度の町政執行にあたり、私の基本的な考え方や取り組む施策等の概要について、全ての皆様に伝わるよう出来るだけわかりやすい言葉で述べさせていただいております。

町政執行方針に掲げている主な施策等については、その進捗状況等について議会常任委員会で調査案件となっているところでもあり、定例会や町政懇談会などでの冒頭のあいさつをはじめ、あらゆる機会において、町民生活に直結する施策の取り組み状況などについては報告させていただいているところであります。

ご質問の、令和3年度町政執行方針の執行状況と反省点についてであります。町政執行方針に掲げた「7つの目標」を実現するための施策に関しては、概ね達成できているものと感じております。

新型コロナウイルスの拡大が続く中で、政策の変更を余儀なくされることもありましたが、町民の感染予防に重点を置き、徹底した感染予防対策や早期のワクチン接種など、議会並びに町民の皆様の理解のもと、一定程度の成果につながっております。

しかし、個々の施策の中で、がんの検診率などは目標に達しないものもあり、令和4年度に向けた課題と認識しております。なお、町政執行の評価は町民の皆様が適宜判断くださるものと思っております。

私は、住民サービスや施策の実施にあたっては、常に町民の気持ちに寄り添った施策の展開に取り組むよう努めており、職員に対しても現場を意識し、現場の声を大切に仕事に努めるよう指導しております。そのことが町民に寄り添った思いやりのある「まちづくり」につながっていくものと感じております。

町政執行方針でも述べておりますが、住んで良かった、住み続けたい町を目指すには、福島町に住む全ての人が問題意識を持って、まちづくりを我が事と捉えることが必要であり、目標の実現に向けて町民と行政が力を合わせ、知恵を出し合い、助け合いながら、一人ひとりが小さな町づくりを実践することによって、大きなまちづくりにつながるものと考えております。

令和3年度町政執行方針の執行状況を検証し、令和4年度町政執行方針の実現に向けて、主要な施策の着実な推進を図るため職員一丸となって取り組みを進め、福島町に住む全ての町民の住民福祉の増進を目指してまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えします。

はじめに、教育行政に対し一定の評価をいただき、大変ありがたく思います。

令和3年度の教育行政を振り返ると、大きな課題が3点ございました。

1点目は、2年以上に及ぶコロナ禍の中、学校運営をいかに継続させていくかであります。

一番大変な思いをしたのは児童生徒で、学校生活の色々な場面で制約を受け、行事や部活動も中止や規模の縮小など、不自由な思いをさせてしまったと大変心苦しく思っております。

そのような中、各学校においては運営方法に工夫を凝らし、「学びを止めない」という合言葉のもと、全力を挙げて取り組んでまいりました。

教育委員会といたしましては、何よりも各家庭のご理解とご協力をいただき、感染予防が図られたことが大きな成果だと考えております。

また、リモートでの学習やタブレット端末の家庭への持ち帰り等、ICT教育が大きく前進したことが成果となっております。

学校現場で日々努力する教職員とともに、今後とも一層「学びを止めない」教育活動に取り組んでまいります。

2点目は、吉岡小学校のあり方についてです。児童と保護者、そして地域の方々と、大変難しい問題について真摯な話し合いを行うことができました。それぞれの思いをお聞きし、吉岡小学校区に住む方々に寄り添った判断を導き出すことに努力してまいりました。

3点目は福島商業高校の魅力化についてです。

令和2年度の入学者は8名でしたが、令和3年度は11名、そして今春の出願者は10名と、何とか2桁を確保できる見通しとなっています。福島中学校との連携や高校の教育課程の魅力化を支援するとともに、関係する方々と意思疎通を図り、全道・全国募集に向けた環境整備に努めてまいります。

持続可能な福島町のまちづくりのために、若い人の力は必ず必要であり、早急にその種を撒いていかなければならないと考えております。

令和3年度においては、少しはその畑を耕すことができたのではないかと考えておりますが、全道・全国募集による若者の確保には、超えるべき課題が数多くあり、関係する方々と連携を図りながら事業を推進してまいりたいと考えております。

一方、昨年8月に水難事故により尊い生命が失われました。重大な反省すべき点であり、令和4年度において事故防止のための実技や講座を開催してまいります。

また、議会や町民に対する情報提供の在り方も課題となりました。早め早めの対応やホームページでの情報提供など、次年度に向けて改善してまいりたいと考えております。

今年度においては、町民の皆さまとの対話が重要であると、改めて感じた一年でありました。地域の方々が何を望み何に期待しているのかを的確に把握し、コストや費用対効果も検討しながら、将来に希望が持てる施策の立案が重要であると肌で感じました。

また、鳴海町長をはじめ関係各位のご理解をいただきながら、職員とのコミュニケーションを円滑に取り、一人ひとりが自覚を持って職務に取り組んでもらう環境づくりが重要であると考えております。

今後とも、福島町の子どもたちを思い、地域の方々の幸福のために教育行政を推進してまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

コロナ禍の中、両行政の執行は本当に機敏に舵取りをされていると感じております。

令和3年度においては、特にも町民の立場に立って、あるいは子供達のことを考えた行動は町民全ての方々が私は感謝していることだと、このように思っております。

これは、何処どころの町がどうだからとか、何処どころより早いとかそういうレベルの問題ではなくて、やはりその思い立ったことをすぐ行動に移せるこの組織体制が出来上がっているからかなと、このように思うところもございます。

その中で今回この一般質問の答弁書をいただき、いくら考えても次の質問が出てこないような感じがしたんです。なんでかなと自分で考えたらですね、反省という言葉を使っているんですね。この質問の題からして。反省ではなくて、私は完成度についてやっぱり聞くべきだったのかなと、このように思っており

ます。

しかしですね、折角こういう一般質問という貴重な時間を議長からいただいたわけですから、関連質問という形で質問させていただきたいと思います。

この新型コロナウイルスの感染はですね、皆さんそうですけど私も本当に日常生活にかなり影響を受けております。これも一つの時代の流れという風に捉えて、これが日常だと考えればそれなりの生活が成り立って行くんでしょうけども、まだそこまで時間軸が経っていないと。まだ、我々も生活に慣れきっていないという状況だと思います。

そのコロナ禍の中にあってですね、先ほどから職員の話も出ておりますし、現場に出ている町長も先ほど言っておりますが現場に出ている職員の声と、また町民との生の話し合いを大事にしている。教育長も似たような事を言っております。

この、やはり町民の理解を得ながらですね、様々な行政はサービスをしているわけなんです。それで、このサービスを受けている教育委員会も教育行政もそれぞれのサービスを行っている。サービスという言葉が適切かどうかはわかりませんが、町民に対してある程度そういう行為をしている。

受ける町民もですね、その恩恵を受けて、上手にサービスをする側・受ける側の町民のバランスが今は取れている状況にあるのかなと思います。

ただこれが一方的にですね、サービスを供給する側が過剰にサービスをした場合どうなのかな。また受ける町民がですね、過剰に受けることを要求してきた場合にそのバランスはどうなのかなという事も私は感じます。

そこで先ほど言ったように、例えば現場に出ている職員の方々がですね、そのバランスについて例えば行政側が一生懸命町民の方々に対応して行く。その時にですね受ける側がそれは権利だから、あんた達やっても当然なんだよという風に一言その言葉が出た段階で、現場に出ている職員の人達はかなりバランスが崩れてしまうんじゃないのかなと思うんです。結局、その目に見えるものと目に見えないもののサービスってありますよね。その中でやはり現場に出ている職員の方、特に若い人達もそうでしょうけども目一杯やっていると。今年は特にこの雪の中でそれぞれ独居老人のお宅を1件1件あの雪の中を訪問しながらですね対応して下さったという事もございます。その職員の人達はですね、やはり自分の持っている能力で想定外以上の気遣いをする。また反対に見返りは求めない。これは当然だと言われればそうなんでしょうけども、それから相手を思いやる時間というものもですね、その現場に出ている方々は私は考えて行くと思うんですね。

そこから現場から出た意見、これはかなり町民とその職員の方々とのやり取りはかなり刺々しいやり取りを受けてくると思うんです。当然、町長なり教育長の耳に届く頃には、その刺々しい意見もですね、ある程度そのトゲが取れて丸くなって聞こえてくるかもしれません。

勿論、町政懇談会とか、それから町内会要望とか、そういう意見で町長・教育長は町民の方々と会って、様々な意見を聴いていると思います。けれども、職員の方々が生で聴く声よりは、まだ優しい声を聴いていると思うんです。

議会もですね、町長達がやった後に町民との懇談会をやります。今年はコロナで途中で終わってしまいました。そのなかでも議会としては、結構トゲのある事を聴きます。でも、それはそれである程度気を使って町民の方々が言ってくれるんで我々も率直に意見交換ができるんですけども、これもやはりですね現場を回っている職員の方々、また窓口で業務している職員の方々の比ではないと思います。

そういう、先ほども話はちょっと戻しますが、その職員の話なんですけども、職員の話と、それから職員の話は後でもう一回聞きたいと思うんですけど、まずサービスをする側と受ける側のバランスというものを今後お二方はどういう風に考えて、やっぱり町民に対して、福祉に対して進めて行こうとするのか、この執行方針に向けてのなかで、どう考えているのかまずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の方々は色んな方がいらっしゃいます。0歳から100歳超える方もいらっしゃいます。

そういったなかで、色んなニーズというか声というのはあるわけでありまして、そういったなかで我々としては今町内として何が必要なのか、また社会情勢のなかで今何が必要なのかというバランスを保ちな

がらですね、当然、町の予算にも限りがございますので、全て町民の要望に応えるということは出来ません。

我々、年間、今人口が大体3,600ちょっとの人口のなかでですね、年間35億、今年はちょっと事業費多くなりますから40億ちょっと超えていますけども、30何億のなかで町民の方々から貰う町税というのは5億ちょっと超える程度でありますので、そういったバランスのなかでですね、じゃあどこにポイントを絞りながらですね施策として打って行けるかという事を私共は常に考えているところであります。

いくら人気取りのための施策をしていますが、やはり財源が無くなってしまうと結果としては町民にご迷惑をかけることになりますので、我々は今一番大事にしているのは、次の人達にこの「まち」をつないでいくということを私は今一番念頭に置いております。

それは取りも直さず、ある程度健全な財政を保ちながらですね、次を担う人方に「まち」を繋いで行くという思いが私は強くありますので、そここのところのバランスを取って行くのが一番大事ではないのかな。

あとはもう一つはですね、やはり今、国の制度の中で色んな補助金あります。

これはやはり職員なり色んな形で知恵を出して、そういった補助金を貰いに行くという作業をすることによってですね、町から持ち出す金というのは少なくなるわけでありますので、当然色んな形で施策を打つ場合は国の制度を北海道の制度を熟知したなかで、町としてどういうものが出来るかということで、ある程度施策を打たせていただいております。

そして、私就任以来、どちらかというとですね日本全体のその制度自体が、これまでは高齢者に優しい制度だったのではないのかなという気がしてございます。どちらかというと子育てなり、そういったところにあまり予算を使ってこなかったと。当然、国の方でも今言われているのは、やはりしっかりと少子化に向けてはですね、やはりそういった方々に予算を割くことによって人口も維持できるという形のデータがヨーロッパなどでも出ていますので、そういったことを含みながら、私はこれからの世代の人達に申し訳ないですけども、しっかり予算を取らせていただくということで、これまでもやってきたつもりであります。

そして、議員おっしゃるとおり、まさに町の職員は現場に出て行きます。窓口でばっかりではなくて、現場に出て町民の方々からお叱りを受けることもあります。

ただ、私はなるべく今の職員の方々は、あまりそのそれをですね私の方に優しく伝えるのではなくて、ある程度自分達で困った所については町長室に来て、今言ってくれる状況にありますので、私は直ぐその場において、なるべく現場に出向いてその町民の方々と会うと、やはり職員と会話するのと、得という言い方はあれですけども、町長と話すのとはちょっとまた違ったニュアンスで町民の方も感じてくれておりますので、やはり私がストレートに色んなことを喋ることによって理解度も深める

なかなか職員がですね色んなことを喋るんですけども、やはり町民の方々は言いやすいのか、なかなか緩めてくれない状況がありますので、先般も実はあるところからですね、こういったものがあるということで私も直ぐ現場に行って、その辺のところについてはこういう事情ですとか色んな形、どうしてもその職員は担当・担当でパーツが決まっておりますので、私は全方的に見ていますので、色んな形でアドバイスは出来るのではないのかなと思っていますし、町民に対しても一定程度の説明が出来るのかなということで、なるべく私はそういったことがあった時は、まず現場にしっかりと出向いて何が問題なのかということのところから入って行って、それをどうこんがらがった紐を解いていくことがいいのかということ、それが強いては職員教育にもなるのではないのかなと思っていますので、今のところ私はそういった形でやらせていただいているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご質問ありがとうございます。

自分が常日頃思っていることはですね、やはり公平・公正にすることが一番だという風に思っております。平沼議員おっしゃるとおりバランスが一番大事なんだろうなと思っています。ある事柄が凄く難しい問題でも、やはり6割7割の方が「ああそうだなって」賛同してくれるような対応でなければいけないなと常日頃思っております。

職員の皆さんにもですね、僕は教育も役場の仕事もサービスだと思っております。役場の職員もやって

おりましたが、自分も3年民間におりまして、顧客満足度を高めて行くというのがですね一番大事な事なんだらうなという風に思っています。

何か町民の方から依頼を受けて、出来ませんって跳ね返すんじゃなくて、「やーや、こうやって努力したんだけど、こうやって、やってみただけで、でもこういう問題があって出来ませんでした」っていう方がよっぽど良いんだと思うんです。やはりそこに努力という行為が職員には必要なんじゃないのかなという風に考えておりまして、公平・公正ということと、あと顧客満足度を高めていくという2つをですね、自分常日頃考えて、行政というか仕事に取り組みさせていただいているところでございます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 19時01分）

（再開 19時12分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

もう、それぞれ先ほど町長も言っていましたけども、やはりそのサービス内容のバランスって言うんですかね、サービスする側・受ける側それぞれのやはり一方的にしてもどうにもならないことで、言われる事は頼みもしないのにやったぐらいの程度でしようけども、ある程度やはり町民からの要望というものを何故そういう風になったのか、何故そういう風にするべきなのか、やはりそういうのを聞き取るのは職員の方々の声を活かしていくという事になろうかと思います。

まあ是非ですね、バランスの取れた行政また教育行政を今後取っていただきたいなと思います。

それで先ほど話しして、話し戻しちゃったんですけども、職員の方々について、やはり町長の手となり足となり、教育長の手となり足となって動くのはやはり現場の職員の方々だと思いますので、やはり次世代を作る若い職員の方々、民間でもそうでしょうけども次世代を担う方々、この方々がですね、それぞれの行政の職場とか教育行政の職場とかいうことで自分のその在り方自体、それからその仕事に希望の持てる仕事というのが、このやる気に繋がって行く。これ誤解しないで聞いて。やる気がないとか、あるとかの話でなくて、やる気持ちを高めて行くためにもやっぱりその自分の働いている職場の在り方とか、希望の持ち方というのをきちっとしておかないと、それぞれに力がここ一番で力が出ないと私は思うんですね。それをやはり支えるのは後ろにきちっとしたバックボーンがあって、例えば先程も町長言ったようにダイレクトにそういう風に言われたら「私が出て行きますよ」と。「現場に行って私が説明しましょう」と、その「職員の方々と一緒に説明してきましょう」と、そういう事がやはりかなり若い職員の方々、また若い人達にしてみれば後ろ盾があるというのは結構思いきって自分の力が発揮できると思うんですね。

じゃあどういう風にすればいいんだらう。今のままでいいんだらうかと。行政として職員の再任用の例えば臨時的な職員の数も今なかなか見つからないんだ。それが、人数がいらないから見つからないのか、果たしてそういう魅力化ある仕事に見えていないのか、そこら辺をやはり検証して行かなきゃなんないと思うんですね。

それで、若い方々のやはり考え方を私はですね、年に1回ぐらい個別面談ぐらいした方がいいんじゃないのかなと思うんです。

例えば、中堅の企業ですと、個人と働いている方々個人と、大体30分程度その個人面談するところもあります。それが職場のことを聞いたり、他の内容、仕事の流れを聞いたり、一番大事なのがですね、その職員の後ろにいる家族の姿が見えるって事なんです。結局プライベートが見えてくる、そういう風にすることによって、やはり「ああ自分がそういう仕事で一生懸命働いているんだけど、自分の事を思ってくれているんだな」と。そういう様な意識改革をして人事評価につながるとかそう意味じゃなくて、そういうプライベートな面をやはり年に1回ぐらいは、そういう機会を設けるということはどうかなと思うんです。これは先程、町長からもお話ご回答いただきましたので、まず教育長からご回答ください。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

僕は職員に対しては子供も一緒だと思うんですけど、褒めて育てる方が僕はとっても良いと思っていて、駄目な事を非難するんじゃなくて、良い事をしたら「ああ凄いね、頑張ったね」って褒めてあげることが非常にモチベーションに繋がるんじゃないのかなと思っています。

今、平沼議員おっしゃるとおりですね、常日頃のコミュニケーションが大事だと思っていて、僕の部屋に職員の皆さんと打ち合わせする機会を凄く沢山設けていまして、そういう意味で職員とのコミュニケーションがやはり一番大事なのかなという風に考えております。

それで、最後には、やはり給料の分責任が重いという風に私も考えておりまして、我々がしっかり背中を押してあげるかわりに、きちんと最後は説明責任が我々にあるんだという風に考えております。

そういう意味で職員が伸び伸びと仕事できる様な職場環境にして行くことが重要でありまして、その為には日々のコミュニケーションが最も大事なんじゃないのかなという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

教育長の方のお話がありましたけども、私も就任以来ですね、出来ればやはり私と役場大体高卒で入りますと18くらいで入ってきます。そうするとかなり年齢のギャップがありますので、まずはそこを少し詰めたなということもありますし、当然、自分の考えをしっかりと理解していただいて仕事をしてもらうというのが私は基本ではないのかなと。町のトップとしての考えがあって、ある程度役場としてこういう方向性で行くんだということで、毎年大体入って1年目の方、また3年目の方、4年目の方という形で町長室に呼んでですね、まずは自分の考えをお話して、ある程度またざっくばらんに自分の経験を踏まえて、これからこういう形で仕事をして行った方がいいんじゃないかという意見交換をさせていただいています。

ただ、我々今一番苦慮しているのは、福島人口が1万3千あった時はやはり130人位超える職員がおりました。そういったなかで今3,600ちょっと抱える人口のなかで、やはり職員数は当然人口に見合った分減らして行かなければなりません。

ただ、その分、人口が減ってもサービスが減っているかというと、時代とともにサービスは段々細かく増えていっているのが実情でありますので、極端な減少というのは出来ないんでありますけども、それでもなるべく我々は町民から頂いた予算のなかで限られた財源の中で人事手当てをしてございます。

ただ、今、私一番苦慮しているのは、日本全体の問題ではないのかなと思っていますけども、バブルが弾けてから「失われた10年」という言葉をよく皆さんも耳にするんだと思いますけども、その当時ですね、やはり福島町も右習えでですね、その当時に10年ぐらい採用を控えるというか、10年全く控えたわけではありませんけど、その当時の職員が構造としては少ない状況にあります。そうすると今大体その方々が中間層、本来であれば係長なりそういった形でばりばり仕事をしていただかなきゃない所がスポッと抜けている。これは日本全体の構造でありますので、福島だけではありませんけども、だから今はですね、なかなかそれが上司の方と若い人の間に本来中間層の人が居て仕事を繋いで行くというのがですね、私は今ちょっと出来ていないんじゃないのかなと。

そういったことで少し、やはりこれからの若い人達をどう育てて行くかということが、我々の今、宿題・課題ではないのかなという風に思っていますし、私は日々そういった町長室の中で考えながらですね、この若い人達にどう意欲を持って仕事に向かっていただくかということを考えております。

ただ、私は昭和30年代の生まれ、議員も一緒ですけど、私は早生まれで31ですけども、大体その年代だとやはり時代が変化して行きますので、我々の時代に無かったものが今スマホだったり携帯だったり色んな形に変化しています。

やはり、そういった変化と共に職員の形という言い方がどうか分かりませんが、やはり、思いなりそういったものも変わってきています。どちらかというと今の若い人達は携帯なりスマホで生活している方が多いので、人と話すのが少し苦手な職員が多くいるやに私は思っていますので、我々はやはり町民と話すことも商売でありますので、そういったものをなるべく自分の殻をやぶってですね、そういった

仕事に向かっていただくということが私は大切ではないのかなと思っていますので、まず我々の一番の今の役割としては次の時代を担う人・職員をしっかり育てて行くことではないのかなという風に思っていますので、これからも日々職員と関わるなかで少しでも我々から吸収していただいてですね、自分の仕事を楽しく、私、常に職員に言うんですけど、自分が楽しまなければ町民に楽しさを与えれないんだということを私よく言っています。

仕事の中でやはり楽しみを見つけて、それが町民に返してあげるんだという事になるのではないのかなと思っていますので、そこのところを先ず大事にしてほしいという話を時々させていただきますし、たまに私も文章は下手でありますけども、職員に対して全職員に常に定期的に私の思いをメールで配信するようにしていますので、そういったものを活用しながらですね、今風にあった教育をして行きたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございます。

若い人達にきちっと育てて行ってもらう、若い人若い人って言うとなれなんですけども、やはり何て言うんですかね、人と接する機会を多くしてもらおうと。何か私見ていると、その今の若い人は本当に正直だと思います。怒れば下向き、褒めれば上向き、きちっとニコニコする。でも、私達みたいな年代みたくずる賢くないなど。本当に正直なんだなど、この様に思っております。

そのなかでやはり職員の方々の本当に現場ですり減らしている過大評価かもしれませんが、本当に大変だなと思いました。色々町民の方々から色々話を聞いて、どここの誰々は本当に口の利き方も悪いとか、誰きても本当に愛想もないとか、それは「貴方だけ町民でないだもん、色んな人と会っているもんだもん疲れている時だってあるべさ」みたいな感じのですね、こっちは答弁するんですけども、本当に大変だと思います。

それだけきちっとしたですね、やはり気持ちの持ち方なり何なりというのを後ろ盾できちっと守ってやる、何でも言ったことに対してきちっと守ってあげるといふ姿勢は、やはり組織力を高めていくと思います。それで教育長さっき言っていたんですけど、私は職場でこういう風にしています、ああいう風にはしていますって、それは職場ではですねやっぱりきちっと教育長の言う事に聞きます。

別室で1対1で話ししてみてください。そうすると結構プライベートが見えてくると思います。そういう面できちっとした相手の背景というのを感じ取ることも、私は若い人達を育てるための1つのあれかなと思うんです。

今日は執行方針について聞いているわけですから、あまり話がずれると議長にまた怒られますので、執行方針のなかで、やはり一つ町長も若者を育てるって載っていますから、そのなかでお聞きしているわけなんですけど、よろしくお願ひしたいなと思います。

最後にですね、新年度の執行方針に向けて、今年度もですね令和4年度も結構コロナに本当に翻弄されて、どうなるんだろうなという不安感があります。

だけどその中でいつまでもですね、コロナコロナと縮こまってもですね私はしょうがない、withコロナのことも、きちっと with コロナというかコロナと共に、こういうものだ、先ほど言ったように、これからもこのコロナのあれはこういうものなんだっていう捉え方で時間が流れていくとするならば、いつまでも我々の生活も停滞しているわけには行きません。上手にコロナと、感染しないのが勿論重要なんですけれども、そのリスクをなるべく避けるような執行をしていかなきゃなんないこの様に思うんです。でも、これはもう、じゃあどういふ風にすればいいんだというのは、やはり令和4年度の執行状況のなかで色々考えて行かなきゃなんないことだと思います。

でも、教育長も教育を止めない。行政だってサービスを止めない。そういうなかでやはり、どんどん進んで行かなきゃなんないし、今福島町で何が問題かっていうと人口が減っていることが問題。

これは希望なんですけども、このコロナの中であってですね、これは一つの、言葉悪いんですけど「ピンチをチャンスと取って」ですね、これだけ生活環境が行き届いた、これだけ今年はちょっと雪が多かったんですけど災害の少ない、IT環境も整った、しかも今回みたく高校の寮みたいなものがきちっと整備されているというのを、やはりもっと前面に出て移住促進的な事業を向けていってはどうかと思う

んです。

ですからそこら辺をですね、この執行方針に向け、令和4年度の執行方針、共に入っていると思います気持ちの中はね。人口増加というものに対して、どこら辺までお考えになっているのかお聞きして一般質問終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

コロナが発生して約2年あまり経過しています。今年で3年目という形のなかで、いま第6波という大きな波がですね、なかなか減少幅が落ちきれないと。

ひと月前に大体10万人ぐらい全国で感染者がおったところ、いま大体、昨日今日の報道でいきますと5万人ぐらいまで減ってはきています。

ただ、第5波の状況を見ますと、まだ短い間に収束っていいですか、かなり落ち込んでいるんですね。それで今、変異株が色々変化しているなかで専門家の話によりますと、また4月・5月に第7波がこのまま減らなければ出るだろうという事が言われてございます。

私は常々発生以来ですね言ってきたのは、コロナだから出来ないんだということをしないように、コロナのなかで何が出来るのかということですね、仕事の中で言い続けてきています。

今、色んな形でコロナも見えてきているところもありますし、見えない部分もあります。ただ、我々はやはり色んなツールが揃ってきていますので、そのツールを上手く活用することによってイベントなり色んな行事というのが出来るんじゃないのかなと思っていますので、まずは諦めることなく、きちっとまず「コロナ禍でも何が出来るんだ」それが我々の一番の役割とされている住民福祉の増進に寄与するんだという風に私常々思っていますので、そういった事をしっかり頭に据えながらですね、この1年仕事をして行きたいなと思っています。

そしてまた、人口減少問題なかなか厳しい状況にあります。日本全体の人口が減り始めているなかで、我々のところが増やして行くということはかなり難しいんだと思っています。

ただ私はですね、就任以来ずっと言っていますけども、その減っていくスピードを遅くすることは出来るんじゃないのかなという形を思っていますので、そういったところで色んな形で子育て支援、要するに地域全体で子育てを応援するんだと、生み育てることを応援するという形のなかで色んな予算を取らせていただきました。私、就任する前は極端にいくと1年10人子供がきる時代もありましたけど、今なんとか2人目3人目を産んでくれて、大体年間14、15人の出生があります。

ただ、それも前から見るとまだまだ少ない数であります。やはり1年に大体70、80の方が亡くなっておりますので自然的にマイナス大体50から60の方が減っていく勘定になりますので、そういったところもありますけども、ただ我々が今やる事に関してはですね、しっかり町民の方々にまずメッセージを発すること。そして、そのなかで町としてこういう考えのもとでやって行くということを理解していただいたなかで、是非、福島に住み続けていただきたいということをお願いできればなという気がしてございます。

そういったなかでですね、色んな形、機会を通じながらですね、しっかりまずは町民の方々に今日の執行方針のなかでも言わせていただきましたけども、やはり町民の方と想いを一緒にしながらですね、まちづくりをして行くんだと。基本条例のまちづくり基本条例の中にもありますけども、町民と行政、議会の協同によるまちづくりをして行くんだという定義が謳われておりますので、その理念をしっかり自分の体のなかに沁み込ませながら、しっかり行政を担っていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先程も申し上げましたけども、このコロナの時代でですね、本当に教育のことを考えると児童生徒が一番可哀想な思いというか、大変な思いをしているんだろうなという風に思っていて、その中でも各ご家庭のご協力により、児童生徒一人の感染者も出すことなく今までやってこれております。

ただ、今の時代ですね、一人の感染者が出ると学級閉鎖という状況になりまして、それが二学年・三学年なると学校全体が閉鎖という事にも繋がってしまいます。

ですから、最大限この感染予防については注意しながら、かといってやることは町長が先ほどおっしゃいましたとおりですね、チャレンジしていくという気持ちも大事なかなっていう風に思っています。これは感染予防に努めたうえではありますけれども、更にですね、このコロナ禍の時代、青少年交流センターの件では2回常任委員会開催させていただきまして、させていただきまして本当にご理解、まだ途中ではございますけれども、これがうまくいけばですね24人その移住者というか、出来るわけで、町外の人が24人来て、そこに住んでもらえて人口が24人増える。

または、そのゲストルーム4部屋にツインルームなので8名最大来るので、そこが上手く回転すると福島は良いところだ、交流人口の拡大にも繋がって行くんじゃないのかなっていう風に思っておりまして、まさに今コロナ禍の時代、東京のIT会社とかはテレワークですとかワーケーションだとかという環境も求めていると思うんです。そういうなかで、夏も比較的涼しくて、冬はちょっと今年雪多かったんですけど、北海道のなかでは温暖な方だと。食べ物も美味しい、新幹線の駅から30分、函館空港から90分というこういう地の利を活かした交流人口の拡大というか、お客さんの獲得が我々これから必要なんだろうなという風に思っています。

このコロナ禍の時代だからこそ、今そういう需要もあるのかなっていう風なことを考えておりまして、議員おっしゃるとおりですね、これを大変な逆境のなかに今あるんですけども少しでも福島町の人口減少が抑制されるような取り組みを我々努力して参りたい。そのように考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月16日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月16日まで休会とすることに決定いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（延会 19時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 平 沼 昌 平

令和 3 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 4 年 3 月 1 1 日（金曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 53 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| | 議案第 43 号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について |
| | 議案第 49 号 福島町国民健康保険税条例の制定について |
| | 議案第 50 号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について |
| | 議案第 51 号 福島町水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第 71 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター） |
| | 議案第 72 号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設） |
| | 議案第 73 号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等） |
| | 議案第 63 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| | 議案第 56 号 令和 4 年度福島町一般会計予算 |
| | 議案第 57 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 58 号 令和 4 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 59 号 令和 4 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 60 号 令和 4 年度福島町浄化槽整備特別会計予算 |
| | 議案第 61 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 議案第 62 号 令和 4 年度福島町水道事業会計予算 |
| | (予算審査特別委員会報告) |
| 日程第 3 | 議案第 74 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 4 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 3 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 4 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 同意第 5 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 同意第 6 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 同意第 7 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 10 | 同意第 8 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 同意第 9 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 12 | 同意第 10 号 監査委員の選任について |
| 日程第 13 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 14 | 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 15 | 令和 4 年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 53 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| | 議案第 43 号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について |
| | 議案第 49 号 福島町国民健康保険税条例の制定について |

議案第50号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
 議案第51号 福島町水道事業給水条例の一部改正について
 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）
 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）
 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）
 議案第63号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 議案第56号 令和4年度福島町一般会計予算
 議案第57号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算
 議案第58号 令和4年度福島町介護保険特別会計予算
 議案第59号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第60号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 議案第61号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第62号 令和4年度福島町水道事業会計予算

（予算審査特別委員会報告）

日程第3 議案第74号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第9号）
 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第5 同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第6 同意第4号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第7 同意第5号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第8 同意第6号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第9 同意第7号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第10 同意第8号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第11 同意第9号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第12 同意第10号 監査委員の選任について
 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
 日程第15 令和4年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認について

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	6番	杉 村 志 朗		7番	藤 山 大
	8番	小 鹿 昭 義			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	（石 岡 大 志）	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長 石 岡 大 志

農業委員会事務局長 (福 原 貴 之)

選挙管理委員会書記長 (小 鹿 一 彦)

代表監査委員 本庄屋 誠

監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行
議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局議事係長 福 井 理 央

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

3月8日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程・諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番木村隆議員、5番川村明雄議員を指名いたします。

- ◎議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について
 - ◎議案第43号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について
 - ◎議案第49号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
 - ◎議案第50号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
 - ◎議案第51号 福島町水道事業給水条例の一部改正について
 - ◎議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）
 - ◎議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）
 - ◎議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）
 - ◎議案第63号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 - ◎議案第56号 令和4年度福島町一般会計予算
 - ◎議案第57号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第58号 令和4年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第59号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第60号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 - ◎議案第61号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 - ◎議案第62号 令和4年度福島町水道事業会計予算
-

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第53号 第5次福島町総合計画の変更について。

議案第43号 福島町定住向け町有住宅条例の制定について。

議案第49号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第50号 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について。

議案第51号 福島町水道事業給水条例の一部改正について。

議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町温泉健康保養センター）。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（福島町製氷貯氷施設）。

議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（クルーズ船運航業務等）。

議案第63号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。

議案第56号 令和4年度福島町一般会計予算。

議案第57号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計予算。

議案第58号 令和4年度福島町介護保険特別会計予算。

議案第59号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第60号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計予算。

議案第 6 1 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第 6 2 号 令和 4 年度福島町水道事業会計予算。

以上、16 件の案件を議題といたします。

ただいま議題となりました 16 件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

9 番平野隆雄予算審査特別委員長。

○**9 番（平野隆雄）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております 16 件の案件につきましては、去る 3 月 8 日開催の令和 3 年度福島町議会定例会 3 月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

去る 3 月 9 日から 10 日までの 2 日間、慎重に審査の結果、計画の変更 1 件、条例の制定 1 件、条例の改正 3 件、指定管理者の指定 3 件、積立金の処分 1 件、令和 4 年度各会計予算 7 件の計 16 件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第 2 号）に記載のとおりですので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単ではございますが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております 16 件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものの予算審査特別委員長の報告でありますので、報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、16 件の案件は可決いたしました。

◎**議案第 7 4 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 9 号）**

○**議長（溝部幸基）**

日程第 3 議案第 7 4 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

それでは追加議案 1 と追加説明資料 2 をご用意願います。

まず、追加議案の 1 ページをお開き願います。

議案第 7 4 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和 3 年度福島町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8, 670 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 8, 667 万 3 千円とする。

第 2 条で、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和4年3月11日提出、福島町長。

まず、第2表地方債補正についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表 地方債補正（変更）は3件でございます。

起債の目的で、人材育成事業基金債、補正前500万円の限度額を、補正後640万円とするものでございます。

空家対策等支援事業債、補正前710万円を、補正後570万円とするものでございます。

3点目が、青少年交流センター整備事業債、補正前1,010万円を、補正後2億1,640万円に変更するものでございます。

地方債の内容についてご説明いたしますので、追加説明資料の1ページをお開き願います。

まず、人材育成事業基金債と、2段目の空家対策等支援事業債は過疎対策事業債ソフト事業の限度額内での配分枠調整により、人材育成事業基金債を140万円増額し、空家対策等支援事業債を140万円減額するものでございます。

次の、青少年交流センター整備事業債につきましては、地方創生拠点整備交付金の内示に伴う起債で、起債区分が一般補助施設整備等事業で、国の補助基準の2分の1となる1億4,940万円が交付税算入率50パーセントとなり、5,690万円は交付税算入無となります。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第9号）の事務事業別説明資料でございます。

第2款総務費、7項6目過疎地域自立促進特別事業基金費、事務・事業名も同様で、ただいま地方債でご説明いたしました過疎対策ソフト事業の配分枠調整により、人材育成事業基金に140万円積立てをするものでございます。

次に、8款土木費、4項3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で410万円の追加は、委託料の危険空家応急措置委託料の追加で、松浦地区1棟、日向地区2棟で、今年の大雪による倒壊被害防止のための応急措置委託料の追加となります。なお、財源内訳のなかで先程の地方債140万円を減額しております。

次に、10款教育費、1項1目教育委員会費の高校魅力化推進事業費で3億8,120万円の追加は、青少年交流センター整備に係る追加補正で、役務費の建築確認申請手数料で30万円、委託料の監理業務委託料で590万円、工事請負費の青少年交流センター整備工事費で3億5千万円、備品購入費の管理用備品購入費で2,500万円を追加するものでございます。

名称は、福島町青少年交流センター新潮学舎（にいじおがくしゃ）で、所在地は字三岳79番地の1、面積は814.18平方メートル、構造は木造・一部2階建てとなっております。なお、この予算につきましては、3月下旬の地方創生拠点整備に係る地域再生計画の正式決定を待って、3月第2回会議において繰越明許予算として令和4年度に繰り越して実施することとしております。

次に、歳入をご説明いたしますので2ページをご覧ください。

13款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金の3節地方創生拠点整備交付金で1億6,195万7千円の追加は、青少年交流センター整備事業に係る国庫補助金の増額となっております。

次に、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で1,844万3千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額でございます。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は9,684万4千円となります。

次の20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第74号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第9号）の提案内容について、説明を終わります。

なお、このあと青少年交流センター整備事業について担当管理職より図面でご説明いたしますので、あわせてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

石岡大志教育委員会事務局長。

4ページ、5ページになります。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、青少年交流センターの設計概要につきまして、ご説明させていただきます。

追加説明資料の4ページになります。

はじめに、平面図になりますが、部屋タイプを集団生活型の24部屋と、独立型の4部屋を整備いたします。左上の4部屋がゲストルームになります。

ゲストルームではワーケーションや移住体験など交流人口を拡大する目的で整備いたします。各部屋にはエアコン、Wi-Fi、バス・トイレ、ミニキッチンを完備し、長期的な滞在にも対応しております。

その下、南側になりますが、仮眠室、管理人室、そしてレストスペースを配置いたします。レストスペースは、大きな窓とテラスがある明るく開放的なイメージで、液晶モニターやweb会議システムを用意してグループワークや研修などとしても活用できます。

渡り廊下を通りまして、右側の建物が個室棟になります。中央部に吹き抜けの開放的なコミュニティラウンジを配置します。ここでは利用者のコミュニティを促進し、ミニ講演会の時に観客席にもなる階段状の語らいの場を設けます。

個室棟はピンク色が女子の部屋で、1階6室、2階9室の計15室。青色が男子の部屋で、1階3室、2階6室の計9室。合計24室になります。

また、2階の壁を可動式としておりまして、男女の部屋数を女子9室、男子15室まで変更することが可能です。また、女子側への入室は指紋認証としセキュリティに配慮いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、浴室は個人で利用するユニットバスとシャワーブースとしております。そのほか洗濯機と乾燥機を男女それぞれ十分な数を用意し、また、衛生的な洗面所とトイレを整備します。

次に、5ページをお願いします。立面図になります。

2月8日開催の総務教育常任委員会及び2月25日開催の連合審査会の意見を受けて再検討しましたところ、2階建ての個室棟については三寸勾配の切妻屋根から、一寸勾配の片流れ屋根に設計変更することいたしました。

これに伴いまして、実施設計委託期間を2月28日から3月28日まで延長するとともに、設計変更132万6,600円に伴う不足予算につきましては、予備費73万1千円を充用し対応しております。

そのため、この立面図はこれで決定ではなく、若干の微修正がございますのでご了承願います。

右下の南側立面図をご覧ください。

2階建ての個室棟で一寸勾配5.7度の傾斜で東側に片流れ屋根に変更しております。なお、一寸勾配の場合は落雪の水平距離が1メートルと推定されます。最短の道路との部分に関しては1.6メートルございます。そのため、2階建ての個室棟では雪止めの設置は予定はしておりません。

また、平屋建ての管理棟につきましては、連合審査会で示した箇所に雪止めを計画しております。

右下の東面立面図をご覧ください。

中央部にコミュニティラウンジの中2階にある大きな窓がございます。この窓への落雪対策としまして、昨日の夕方設計会社から連絡がございました。この立面図にはまだ反映されておりませんが、屋根からの窓の上部の間にかけまして横5.4メートル、高さ1.8メートルの範囲で約60度傾斜の屋根を配置し、軒下を窓の上まで伸ばす予定としております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第74号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第74号は可決いたしました。

◎同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の127ページをお願いいたします。
同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。
次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。
令和4年3月8日提出。
氏名、石倉正史。年齢66歳。
石倉正史氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第2号関係資料にありますとおり、昭和56年から家業であります有限会社マルニ石倉呉服店に勤務され、現在に至っております。

また、平成10年4月から平成14年3月まで吉岡中学校PTA会長の要職を勤め、平成11年4月から平成13年3月まで社会教育委員などを歴任してございます。

平成14年8月から平成17年3月まで特別土地保有税審議委員、平成13年から固定資産評価審査委員会委員に選任されております。

石倉氏の人柄につきましては、議員各位がよくご存じかと存じますが、温厚で誠実かつ実直な方でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが提案に当たっての説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第2号は同意することに決定いたしました。

◎同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第5 同意第3号 福島町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番佐藤孝男議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時18分）

（再開 10時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の129ページをお願いいたします。

同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について。

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和4年3月8日提出。

氏名、佐藤孝男。年齢75歳。

同意第3号から9号関係資料にありますように、農業委員の選任にあたっては所定の手続きに基づき、募集による応募および団体からの推薦を受け、候補者評価委員会における評価を踏まえて、町において候補者を決定し、このたび議会の同意を求めるものでございます。

佐藤氏については、昭和64年から農業委員会委員に選任され、また平成7年から議会議員をされており現在に至ってございます。

以上、簡単ですが提案に当たっての説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第3号について同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第3号は同意することに決定いたしました。

2番佐藤孝男議員の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時20分)

(再開 10時20分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第4号から第9号 福島町農業委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第6 同意第4号から日程第11 同意第9号までの、福島町農業委員会委員の選任についての6件については、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の131ページをお願いいたします。

同意第4号から同意第9号までは、一括提案となりますので予めご理解をお願いいたします。

なお、同意の理由に関しましては、同意第3号と同じ内容となりますので割愛をさせていただきます。

まず、同意第4号、氏名、本庄喜美雄。年齢71歳。

本庄さんにつきましては、平成16年から農業委員会委員に選任され、平成20年から地域農政総合対策推進協議会委員となり、現在に至っております。

次に、133ページとなります。

同意第5号、氏名、今井隆。年齢75歳。

今井さんは、平成24年から地域農政総合対策推進協議会委員、平成28年から農業委員会委員に選任され、平成30年から福島町農業協同組合代表理事組合長となり、現在に至っております。

次に、135ページとなります。

同意第6号、氏名、工藤昭一。年齢70歳。

工藤さんは、平成15年および16年度ならびに平成20年から23年度まで福島町農業委員会事務局長を歴任し、平成28年から農業委員会委員に選任され、現在に至っております。

次に、137ページとなります。

同意第7号として、氏名、久野寿蔵。年齢47歳。

久野さんは、平成30年に農業委員会委員に選任され、現在に至っております。

次に、139ページとなります。

同意第8号として、氏名、山本幸子。年齢64歳。

山本さんは、平成23年から令和2年まで千軒簡易郵便局に勤務し、農業委員会委員に関しましては、この度が初めての選任となります。

次に、141ページとなります。

同意第9号として、氏名、管藤光男。年齢59歳。

管藤さんは、平成19年から農業委員会委員に選任され、平成20年から福島町地域農政総合対策推進協議会委員に就任し、現在に至っております。なお、管藤さんにつきましては、農協からの推薦委員となっており、その他の方々は応募による委員となっております。

以上、簡単ではありますが提案に当たっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました6件の案件について、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、一括議題としました6件の案件については、同意することに決定いたしました。

◎同意第10号 監査委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第12 同意第10号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

追加議案の17ページをお願いいたします。

当案件に関しましては、先の議案第46号でご承認いただきました福島町監査委員条例の一部改正に伴うものとなっております。

同意第10号 監査委員の選任について。

福島町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和4年3月11日提出。

氏名、高田重美。年齢66歳。

高田氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第10号関係資料にありますように、高田氏におかれましては令和3年3月まで福島郵便局長をお勤めになってございます。公職歴として平成15年4月から令和3年3月まで福島町防災会議委員、平成14年4月から現在まで保護司を勤めてございます。

また、平成16年1月から新栄町町内会副会長をされているところでもございます。

高田氏は、知内町出身でありますけれども、私と学校は違いますけれども、同年代ということで人柄につきましては、温厚かつ誠実でございます。長年の郵便局長の経験が監査業務に活かされるものと考えており、また、監査委員に求められる公正かつ公平な判断が出来る方だと思っております。

監査委員の選任に当たって同意くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案に当たっての説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第10号について、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第10号は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

同じく議案の143ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和4年3月8日提出。

氏名、花田春夫。年齢72歳。

花田春夫氏について、若干補足説明させていただきます。

諮問第1号関係資料にありますように、平成10年1月から長きにわたり福島町自衛隊家族会会長など多くの公職についております。

また、平成23年から上町高砂老人クラブ会長ならびに福島町老人クラブ連合会副会長、平成25年から上町町内会会長など地域活動にも熱心に取り組んでおり、平成25年から人権擁護委員を担っていただいております。

人柄につきましては、まじめで温厚・誠実、かつ実直な方でございます。人権擁護委員の推薦にあたって答申くださるようお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり花田春夫氏を人権擁護委員として適任であ

る旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の145ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和4年3月8日提出。

氏名、丁子谷雅男。年齢71歳。

丁子谷雅男氏について、若干補足説明をさせていただきます。

諮問第2号関係資料にありますとおり、平成20年10月から平成24年10月まで教育長をされてございます。教育長退任後は、平成27年7月から福島町社会福祉協議会会長に就任、現在にいたってございます。

また、福島町青少年問題協議会委員などを歴任し、平成25年7月から人権擁護委員に就任し、令和2年1月からは福島町選挙管理委員会委員長となり、現在に至ってございます。

人柄につきましては、まじめで温厚・誠実であり、思いやりと優しさを兼ねた人だという風に考えてございます。人権擁護委員の推薦にあたって答申くださるよう、よろしく願いを申し上げます。

以上、簡単ですが提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり丁子谷雅男氏を人権擁護委員として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎令和4年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第15 令和4年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認についてを議題といたします。

令和4年度定例会開会中、議会において出席派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員、常任委員等を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

町では、令和5年度の吉岡温泉建設に向け、令和3年度指名型プロポーザル方式による基本計画を策定しており、2月21日開催の経済福祉常任委員会において基本計画（案）の概要が報告されております。

基本計画（案）では、町が考える新たな吉岡温泉を整備するにあたっての基本的な方向性を基に、主構造が木構造のコンパクトでメンテナンスフリーを実現した施設、メインのボイラーには循環型社会と木材利用の推進を図るため木質バイオマスを使用するなど、現在の施設とはイメージが大きく異なっております。

吉岡温泉は平成6年の建設以来、町民の健康福祉になくはない施設として利用されており、新たな施設の整備は町民の期待も大きく、このような中で、令和4年度には実施設計に進むことになることから、議会としては吉岡温泉の基本計画を基に、新たな吉岡温泉の在り方について集中的に調査・審議するため、議長を除く全員の議員をもって構成する「吉岡温泉整備事業に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ調査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

異議なしと認め、本件については、議長を除く全員の議員をもって構成する「吉岡温泉整備事業に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、調査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時35分）

（再開 10時38分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された「吉岡温泉整備事業に関する調査特別委員会において、委員長に2番佐藤孝男議員、副委員長に9番平野隆雄副議長が互選された旨の報告がございました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和3年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和３年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休　　会　　宣　　告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、どうもご苦勞様でした。

（休会　１０時３９分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 木 村 隆

署 名 議 員 川 村 明 雄